

第2期中野区子どもの権利委員会 答申

令和8年(2026年)5月

第2期中野区子どもの権利委員会

はじめに ～答申にあたって

中野区子どもの権利委員会は、「中野区子どもの権利に関する条例」第22条第2項の規定に基づき、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)及び子どもに関する取組が、子どもの権利の視点に基づいているかを検証するため、区長の附属機関として設置されました。

第2期の活動は、こども基本法施行から1年が経過した時期に始動しました。国連の子どもの権利条約および本区の条例を根拠に「はじめの一步」を踏み出した第1期の流れを継承しつつ、社会全体で子どもの権利への意識が高まる中で、当委員会が担う検証の役割も、その重要性を一層増した2年間であったと言えます。

今期は「子どもの居場所」をテーマに掲げ、議論を深めてまいりました。「居場所」を単なる物理的な空間に留めず、遊びや多様な活動を通じた人との関わり、そして心の安らぎを含む広い概念として定義し、中野区における現状と課題を多角的に検証しました。

その検証プロセスにおいては、既存の実態調査の結果を参照するのみならず、中野区独自の検証手法を確立するための試行錯誤を重ねました。具体的には、子ども・子育て会議と子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)との意見交換を検証方法の一環に位置づけたほか、「子どもの権利の日」を子どもや保護者の生の声を直接聴く貴重な機会としてイベントを開催し、多くの声を集めました。さらに、委員が自らの地域のつながりを活かして現場へ赴く「アウトリーチ型ヒアリング」を実施したことは、委員の主体性と専門性を活かした自律的な評価のあり方を示す大きな一歩となりました。

一方で、課題も残されています。中野ティーンズ会議との意見交換を検証方法に位置づけることや、中野区子どもの権利委員会への子ども参加については、実現に向けて継続した検討が必要です。子ども自身が委員として参加する自治体が増えつつある昨今、これらは次期以降の活動に託したい重要な展望です。

こうした活動は、行政との緊密な連携なしには成立しません。委員の自律的な動きを支え、伴走してくださった事務局をはじめとする行政の皆様には深く感謝申し上げます。行政と区民が、適度な緊張感を保ちつつ情報を共有し、区民委員主体で検証・評価を行った今回のプロセスは、区民参加、ひいては区民と行政のパートナーシップを構築する1つのモデルになると確信しています。

最後に、子どもの意見聴取は一部の部署に限定されるものではなく、区政のあらゆる場面において当然の前提となるべきものです。本答申による検証のプロセスが、組織の枠を超えて子どもの権利の視点を浸透させ、中野区がより一層「子どもにやさしいまち」へと進化していく一助となることを願い、ここに答申いたします。

令和8年5月25日
第2期中野区子どもの権利委員会
会長 内田 塔子

<目次>

1	第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって.....	1
	(1)第2期中野区子どもの権利委員会の検証の概要.....	1
	(2)中野区における子どもの実態と子どもの居場所の現状.....	3
	(3)子どもの居場所に関する中野区の子ども施策等の取組状況.....	13
	(4)子どもの意見を踏まえた評価・検証の視点.....	18
2	中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言.....	19
	(1)子どもの居場所づくりのための基本的な考え方.....	19
	(2)中野区子どもの権利委員会による項目別の改善に向けた提言.....	23
	児童館.....	24
	公園.....	25
	図書館.....	26
	子どもの学習スペース.....	27
	既存の区有施設の利活用など.....	28
	中高生年代の子どもの居場所.....	28
	学校.....	29
	外国にルーツのある子どもの居場所.....	30
	障害のある子どもの居場所.....	31
	子どもへの情報発信.....	32
3	第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組 状況に関する検証・評価.....	34
	(1)第1期中野区子どもの権利委員会での主な提言の内容について.....	34
	(2)提言を受けた区の施策の取組状況について.....	38

<付属資料>

- 付属資料1 第2期中野区子どもの権利委員会への諮問について
- 付属資料2 中野区子どもの権利に関する条例
- 付属資料3 中野区子どもの権利に関する条例施行規則
- 付属資料4 第2期中野区子どもの権利委員会委員名簿
- 付属資料5 第2期中野区子どもの権利委員会のあゆみ
- 付属資料6 子どもの意見聴取の実施状況

1 第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

(1)第2期中野区子どもの権利委員会の検証の概要

諮問事項

- 第2期中野区子どもの権利委員会は、令和6年6月6日に中野区長から以下の諮問を受けました。
 - (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
 - (2) 推進計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること

第2期における検証テーマの設定

- 第2期中野区子どもの権利委員会では、社会経済状況の変化に伴う子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、孤独・孤立・いじめ・不登校・つながりの希薄化など、課題がクローズアップされている社会的な背景等を踏まえ、「子どもの居場所」に関することにテーマを絞って審議し、答申としてまとめることにしました。

子どもの居場所の定義

- 子どもの居場所の定義について、こども家庭庁『こどもの居場所づくりに関する指針』には、「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所となり得る」とあります。
- この考え方を踏まえ、当委員会においても、「居場所」とは、家や学校などのような物理的な場所に限らず、遊びや様々な体験活動、人間関係やオンライン空間なども含むものと定義し、審議を行いました。

検証における基本的視座と方法

【基本的視座】

- 子どもの居場所の審議にあたっては、児童の権利に関する条約、こども基本法、中野区子どもの権利に関する条例の理念を改めて確認する

1
第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

とともに、こども家庭庁の「こどもの居場所づくりに関する指針」等も参考にしながら、審議を進めました。

- こども家庭庁の前述の指針で、『こどもの居場所づくりの対象となる居場所とは、学童期・思春期のみならず、大学生や20代の若者の居場所を含めた概念である。』とされていることを念頭に、乳幼児から中高生年代（0歳から18歳）までの子どもを対象とした居場所について審議するなかで、若者や大人の居場所や支援が充実しているかという視点も大切にしました。

【方法】

- 中野区の子どもの居場所の現状と課題を多角的に把握するために、本委員会では以下の手法により検証を行いました。
- まず、子どもと子育て家庭の実態調査結果を精査することで、区内における子どもの状況を俯瞰的に把握しました。その上で、委員がそれぞれ持つ地域のつながりを活かして、区内各地の居場所に赴き、実態調査結果からは十分に見えてこない外国にルーツのある子どもや障害のある子ども、乳幼児期の子どもをはじめとして、区内にあるさまざまな子どもの居場所を利用する子どもや保護者、子どもに関わる大人へ直接ヒアリングを実施するなど、多様な現場の「生の声」を踏まえた検証に努めました。
- また、「子どもの権利の日フォーラムなかの2025」を貴重な意見聴取の機会と位置づけ、公開ヒアリングイベントを実施し、子どもを含む幅広い年代層の意見を収集しました。さらに、子ども関連機関との意見交換を重ねることで、専門的な見地を含む多様な視点から、中野区の子どもの居場所が抱える課題の抽出を試みました。
- 具体的には、以下のとおりです。

①関連する調査結果の参照

「中野区子どもと子育て家庭の実態調査」（令和6年度）

②子ども関連機関との意見交換

- ・中野区子ども・子育て会議
- ・中野区子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）

③子どもの権利の日フォーラムなかの2025における公開子どもヒアリングの実施（2025年11月1日（土））【付属資料6参照】

1

第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

・「みんなで話そう！『中野区にあったらいいなこんな居場所』」と題して、参加した24人の子どもたちと委員が、会場に設置されたちゃぶ台を囲んで、子どもたちと話し合い、ふせん紙に意見を出し合い、模造紙にまとめました。

④委員によるアウトリーチ型ヒアリングの実施【付属資料6参照】

実施した場所は、以下のとおりです。

- ①児童館、キッズ・プラザ
- ②NPO法人文楽舎みんなのよりば
- ③地区まつり
- ④社会福祉法人 愛児の家（児童養護施設）
- ⑤中野中学校、「チャレンジクラス」N組
- ⑥龍の子保育室
- ⑦中野区国際交流協会（ANIC）
- ⑧中野区子ども発達センターたんぽぽ
- ⑨NPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援

第2期子どもの権利委員会開催実績

- 計11回開催しました（2024年度4回、2025年度6回、2026年度1回。）詳細は付属資料5にまとめています。

(2)中野区における子どもの実態と子どもの居場所の現状

- 少子化の進展や保護者の就労状況の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は子どもたちのコミュニケーションのあり方に大きな影響を及ぼしました。都市化の進展は利便性を高めた一方で、かつては子どもの遊び場や居場所となり得た空き地のように自由な空間を減少させ、公園や放課後の校庭等においても、安全管理やルールの徹底により、子どもが自由に過ごせる機会は制限される傾向にあります。
- こうした状況の中で、地域において子どもが安心して過ごし、自分のやりたいことに取り組むことができる居場所を確保することが難しくなり、

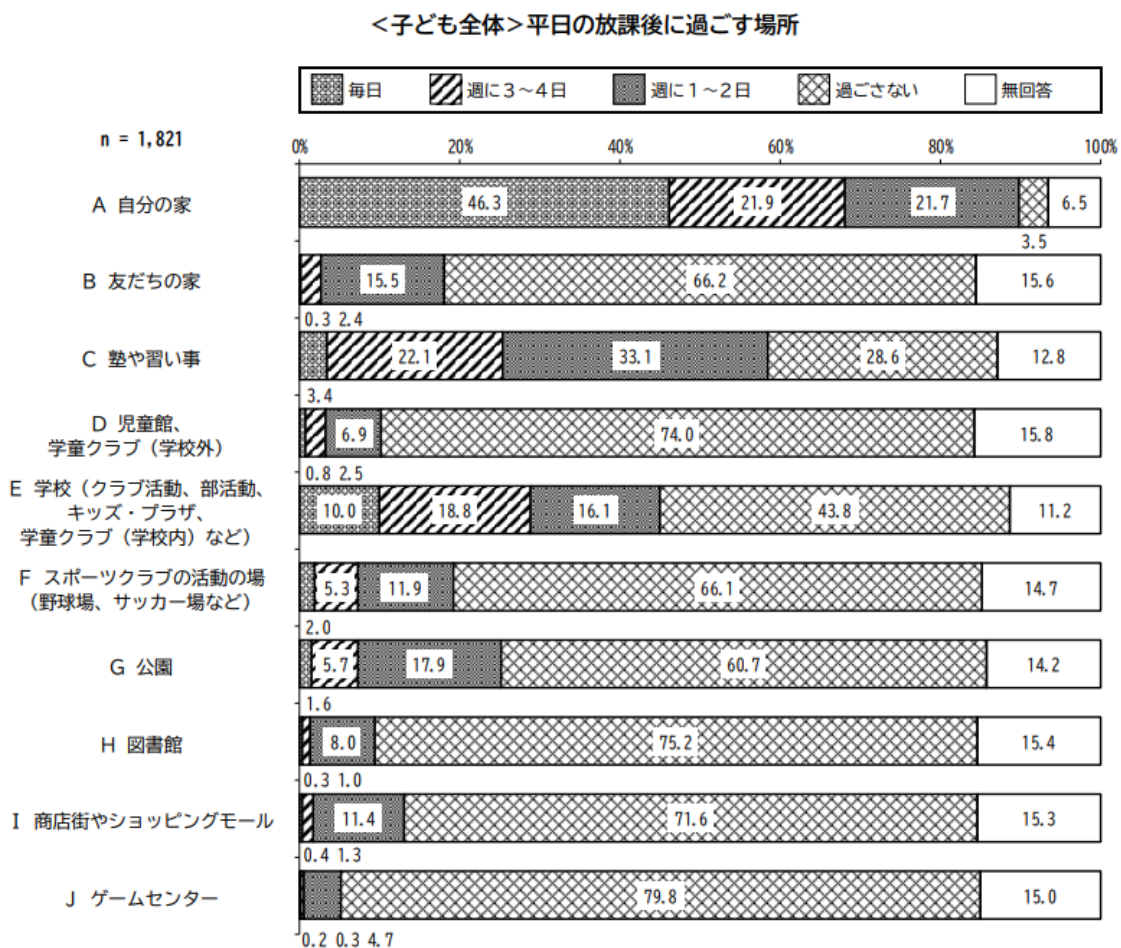
費用を伴う飲食店、施設やサービスを利用せざるを得なくなる状況も生じています。

- また、地域コミュニティの希薄化が進み、顔の見える安心な関係性や多世代の交流が失われる中で、子どもの居場所の減少は、子どもの孤独・孤立の問題とも関係しています。
- 子どもが多く時間を過ごす場は家庭や学校ですが、それ以外にも、子どもが自分らしさを発揮し、個性や特性を受け止められながら過ごすことのできる場所、いわゆる「サードプレイス」の存在は重要です。子どもにとってサードプレイスは、学校や学年の枠を超えた多様な他者と関わり、人間関係を築きながら、多様な価値観に触れることのできる場でもあります。
- 中野区子どもの権利に関する条例（以下、「条例」といいます。）第19条第1項においても、「区、育ち学ぶ施設及び団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるもの」とされています。条例に基づく子どもにやさしいまちづくりを推進するためにも、子どもが休んだり、遊んだり、一人でまたは集まって活動したりしながら、安心して自分らしく過ごすことのできる居場所の充実が求められています。
- 中野区における子どもの居場所のあり方を検討するにあたり、まず、中野区の子どもたちの実態や意識、子どもの居場所の現状について整理しました。

子どもの実態意識について—「中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）」結果より—

平日の放課後に過ごす場所

- 平日の放課後（18時頃まで）に過ごす場所としては、「毎日」は、「自分の家」が46.3%で最も高いです。「週に3～4日」は「塾や習い事」が22.1%で最も高く、次いで「自分の家」が21.9%、「学校（クラブ活動、部活動、キッズ・プラザ、学童クラブ（学校内）など）」が18.8%となっています。
- 一方、「過ごさない場所」は「ゲームセンター」が79.8%、「図書館」が75.2%、「児童館、学童クラブ（学校外）」が74.0%、「商店街やショッピングモール」が71.6%となっています。



【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

1
第2期中野区子ども
の権利委
員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関
する改善等の提言

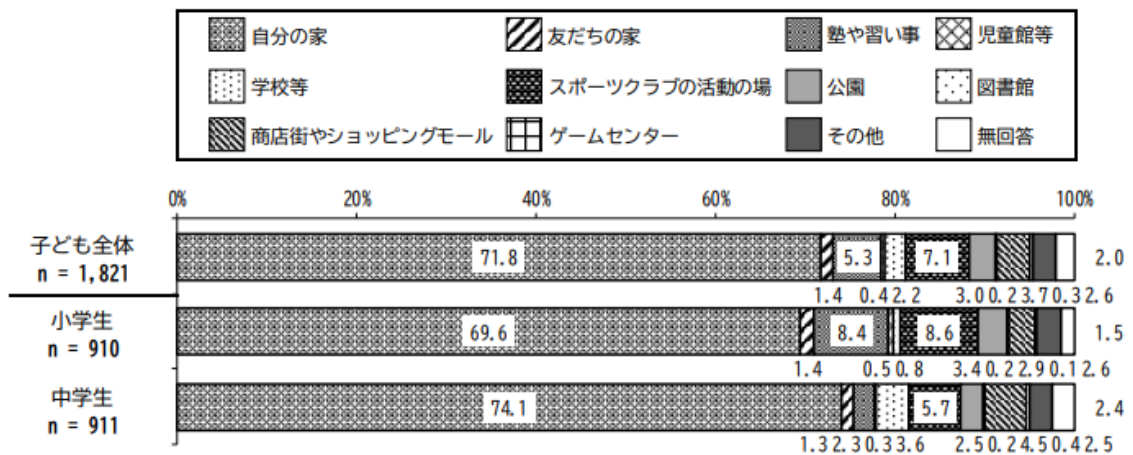
3
第1期中野区子ども
の権利委
員会の提言を受けた区
の施策
の取組状況に関する検証・評価

付属資料

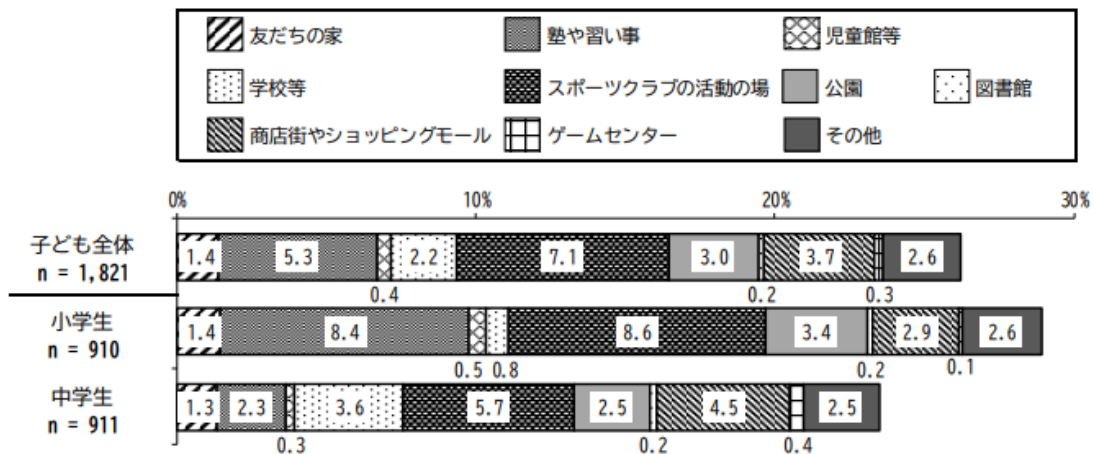
休日の午後に過ごす場所

- 休日の午後に過ごす場所としては、「自分の家」が71.8%と最も高いです。
- 「自分の家以外」では、子ども全体でみると、「スポーツクラブの活動の場」が7.1%と最も高く、次いで「塾や習い事」が5.3%となっています。
- 小学生、中学生別にみると、「塾や習い事」は小学生が8.4%と、中学生の2.3%に比べ、6.1ポイント高くなっています。

<子ども>【休日の午後に過ごす場所】



<子ども>【休日の午後に過ごす場所（「自分の家」以外）】



【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

1 第2期中野区子ども権利委員会の答申にあたって

2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3 第1期中野区子ども権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

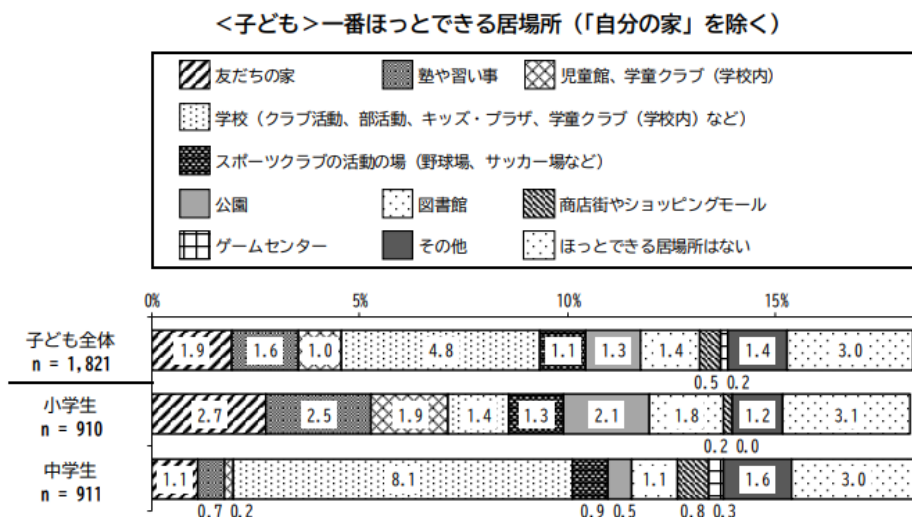
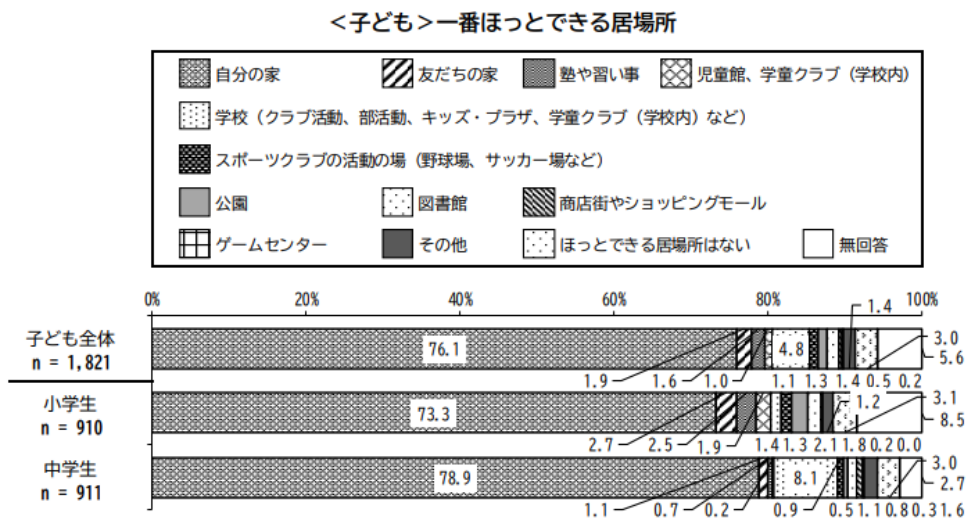
一番ほっとできる居場所

- 一番ほっとできる場所は、「自分の家」が76.1%と最も高いです。
- 小学生、中学生別にみると、「学校（クラブ活動、部活動、キッズ・プラザ、学童クラブ（学校内）など）」は、中学生が8.1%と、小学生の1.4%に比べ、6.7ポイント高くなっています。
- 「ほっとできる居場所はない」と回答している割合は、小学生で3.1%（28人）、中学生で3.0%（27人）ありました。

1
第2期中野区子ども
の権利委
員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関
する改善等の提言

3
第1期中野区子ども
の権利委
員会の提言を受けた区
の施策
の取組状況に関する検証・評価



【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

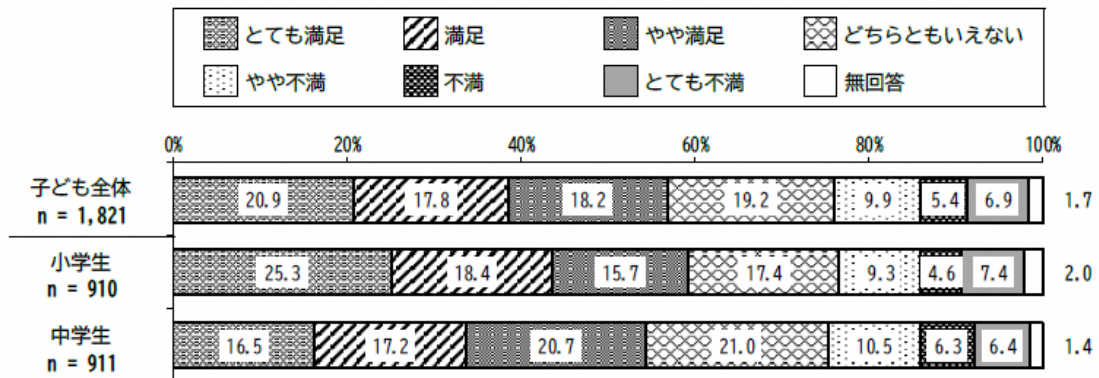
付属資料

中野区の環境についての意識—遊び・憩いの環境への満足度—

1 第2期中野区子ども権利委員会の答申にあたって

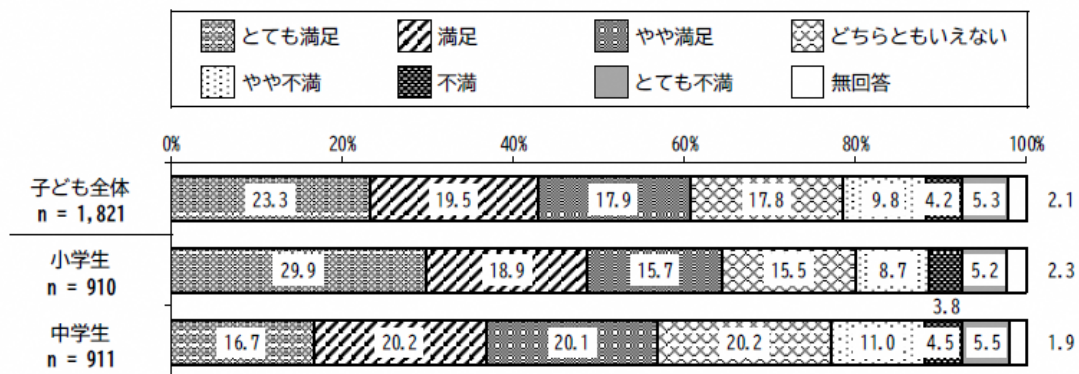
- のびのびと過ごせる自然については、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で 59.4%、中学生で 54.4%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で 21.3%、中学生で 23.2%でした。

<子ども>のびのびと過ごせる自然



- 遊べる公園の数については、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で 64.5%、中学生で 57.0%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で 17.7%、中学生で 21.0%でした。

<子ども>遊べる公園の数

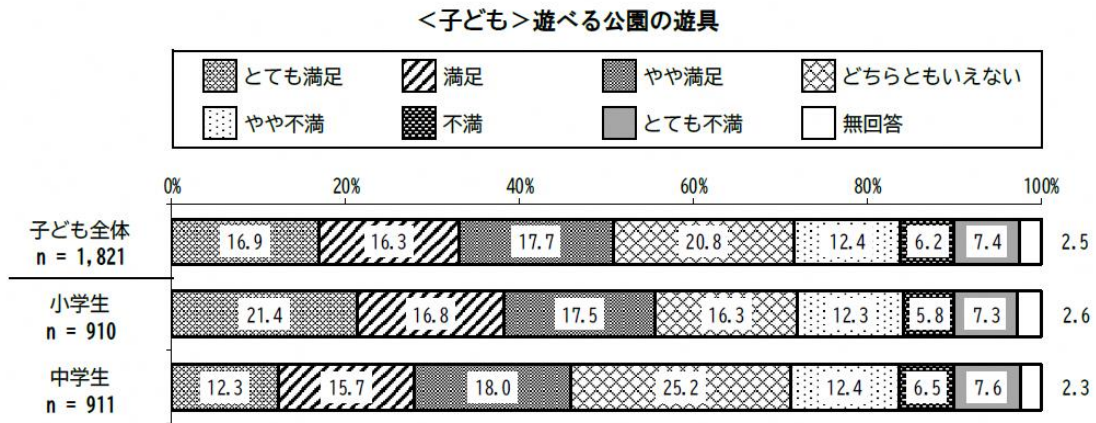


2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

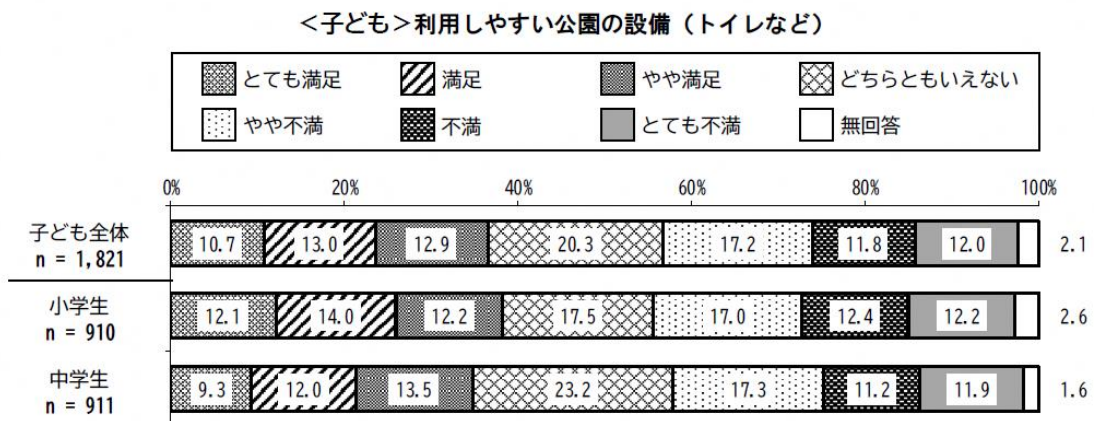
3 第1期中野区子ども権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- 遊べる公園の遊具については、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で55.7%、中学生で46.0%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で25.4%、中学生で26.5%でした。

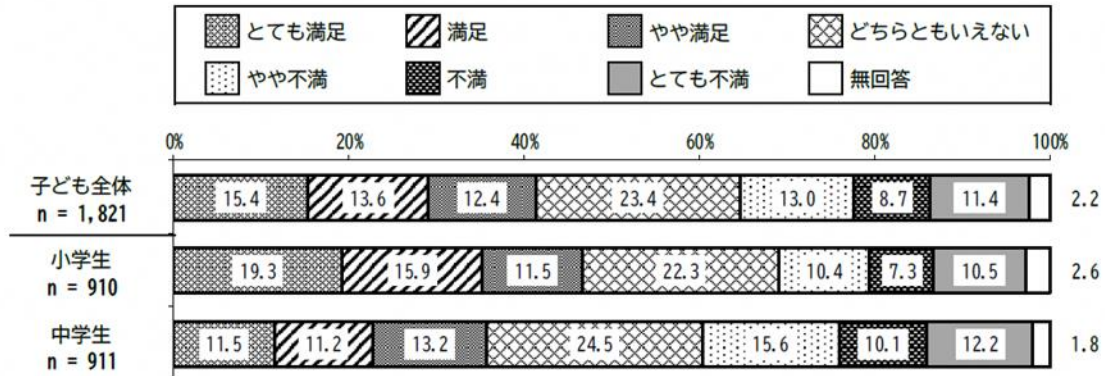


- 利用しやすい公園の設備（トイレなど）については、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で38.3%、中学生で34.8%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で41.6%、中学生で40.4%でした。



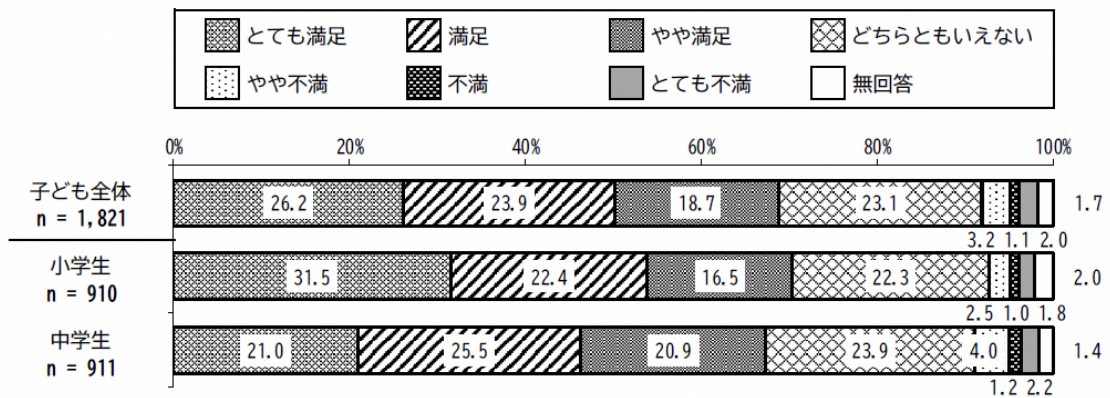
- 屋内で遊べる施設については、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で46.7%、中学生で35.9%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で28.2%、中学生で37.9%でした。

<子ども>屋内で遊べる施設



- 近所のお祭りや商店街のイベントについては、「とても満足」「満足」「やや満足」を合わせた回答が、小学生で70.4%、中学生で67.4%、「やや不満」「不満」「とても不満」を合わせた回答が、小学生で5.3%、中学生で7.4%でした。

<子ども>近所のお祭りや商店街のイベント

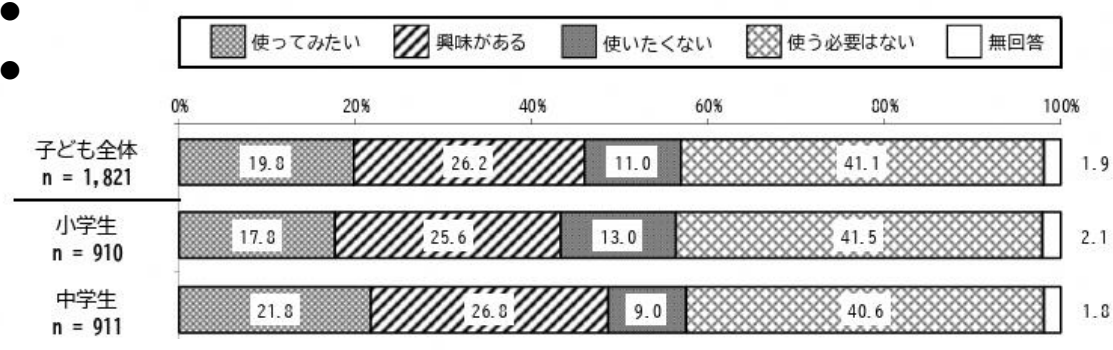


【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

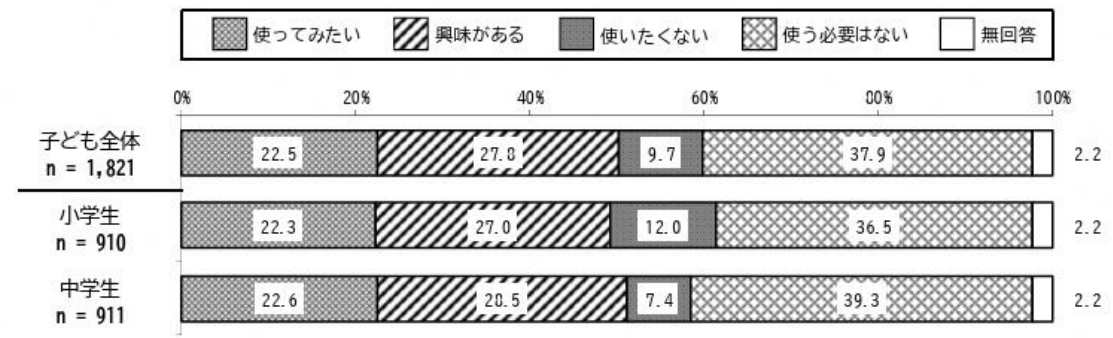
子どもの居場所となる施設への興味

- (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所について、「使ってみたい」「興味がある」という肯定的な回答は、小学生で43.4%、中学生で48.6%でした。
- (家以外で) 休日にいることができる場所については、「使ってみたい」「興味がある」という肯定的な回答は、小学生で49.3%、中学生で43.1%でした。

<子ども> [A (家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所]

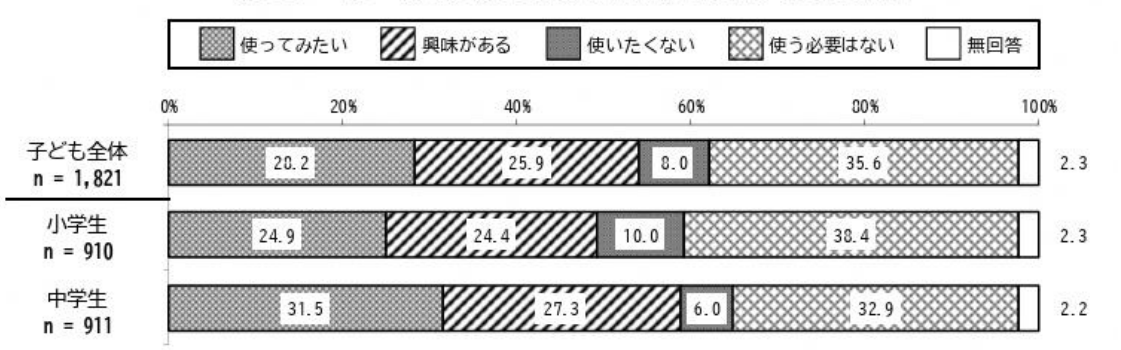


<子ども> [B (家以外で) 休日にいることができる場所]



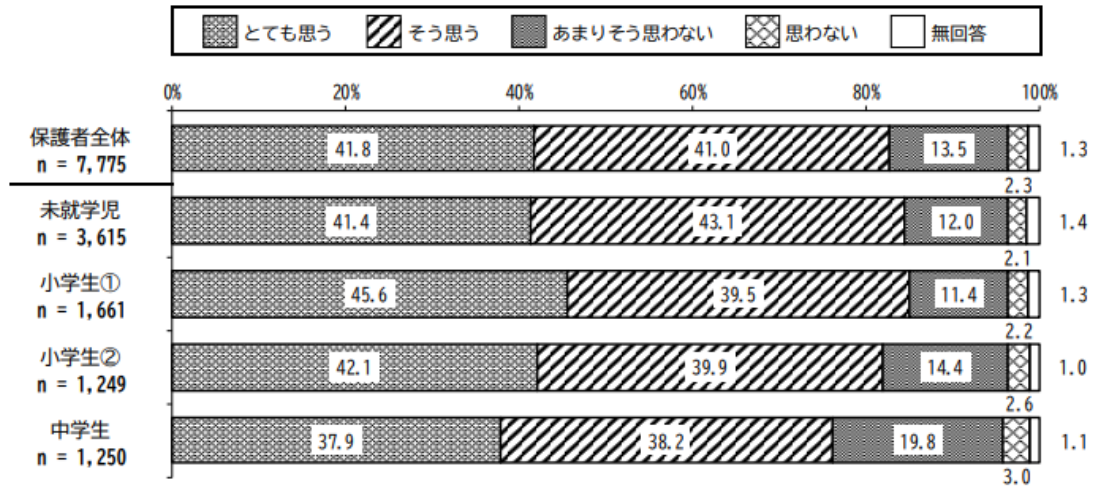
- 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所について、「使ってみたい」「興味がある」という肯定的な回答は、小学生で49.3%、中学生で58.8%でした。

<子ども> [D 家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所]

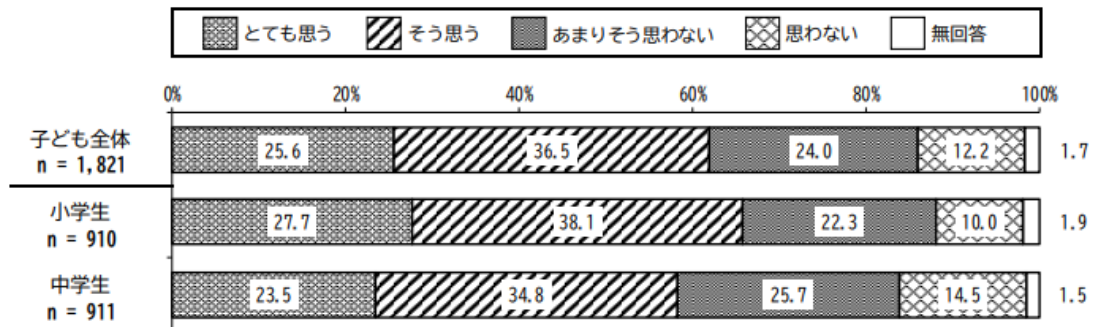


- 中野区に中学生・高校生のための居場所となる施設がほしいと思うかという問いには、保護者全体では「とてもそう思う」「思う」と回答する割合が合わせて82.8%、小学生で65.8%、中学生で58.3%でした。

<保護者>中学生・高校生のための居場所となる施設への興味【子どもの年齢層別】



<子ども>中学生・高校生のための居場所となる施設への興味



【出典】中野区子どもと子育て家庭の実態調査（令和6年度）

(3)子どもの居場所に関する中野区の子ども施策等の取組状況

- 子どもと子育て家庭を取り巻く現状として、孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化し、共働き世帯の増加による学童クラブ需要の増加など、多様な子どもの居場所づくりへの取組が求められています。
- 中野区では、令和4年4月の「中野区子どもの権利に関する条例の施行」、「中野区児童相談所の設置」に続き、子どもの成長に合わせた児童館やキッズ・プラザ、プレーパークなどの多様な居場所づくりを進めてきました。
- これまでの取組みを着実に前進させるとともに、子どもと子育て家庭の現状や課題、子どもの意見を踏まえ、多様な子どもの居場所づくりを早急かつ重点的に進めることが求められています。

児童館

- 中野区は1966年以来、各小学校区に児童館を配置するとともに、学童クラブを併設し、地域におけるすべての子どもの健全育成の拠点としてきました。2000年代後半からは、全小学校内への「キッズ・プラザ」設置に伴い、児童館の施設再編・廃止の方針が進められましたが、2021年の「児童館廃止」に関する条例改正案の否決を経て、現在は全18館の体制が維持されています。
- 中野区は現在、身近な地域の居場所である児童館を、従来の機能に加え、ソーシャルワーク（相談・見守り）、乳幼児親子支援、中高生年代への対応といった、多様化するニーズにも応える拠点へと機能強化を図る取組を進めています。（経緯の詳細は、以下の抜粋を参照）

中野区児童館運営・整備推進計画（令和6年3月）より抜粋

2-2 児童館の現状と課題

(1) これまでの経緯

- 中野区では、1966年以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきました。

- 2008年から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとしました。
- 2010年3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画（第2次）」において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針としました。
- 2016年4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」においては、U18プラザを廃止することとしました。
- 2019年1月に「中野区の新たな区政運営方針」を定め、子どもと子育て世帯に対する地域包括ケアの地域づくりを進めるため、現在の児童館施設等を活用して、地域の子育て活動の支援拠点を適正に配置することとしました。
- 2021年3月に「中野区基本構想」、9月に「中野区基本計画」を策定し、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げ、子どもの学び・遊び・体験の充実のため放課後等の子どもの居場所づくりを進めてきました。
- 2021年10月に策定した「中野区区有施設整備計画」において、児童館は「新たな機能を備えた児童館」として、各中学校区に1施設の配置を基本としました。閉館する児童館については、学童クラブ施設への転用などを検討することとしました。
- 2021年12月に児童館4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決されました。
- その後、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることを検討してきました。
- 2023年には、区民の意見やニーズ、区議会での議論などを踏まえ、児童館条例等に基づく施設としての位置付けを継続し、多様な居場所の重要性を踏まえ児童館の役割を見直すとともにソーシャルワーク機能（地域の見守り・ネットワーク・相談支援）、乳幼児親子向けの機能、中高生世代向けの機能を強化していくこととしました。

キッズ・プラザ

- 中野区では、小学校の校庭や体育館、教室等を活用し、放課後等の子どもの居場所として「キッズ・プラザ」を14カ所で開催しています。学校敷地内には、学校とは異なる雰囲気専用の専用室が設けられています。運営は、民間事業者への委託により運営しています。

公園

- 中野区では、令和4年に「中野区公園再整備計画」を策定し、公園の再整備を進めています。
- また、中規模公園を中心に、遊具やトイレの更新、ユニバーサルデザインに対応した施設整備が進められており、インクルーシブ遊具の導入や園路の段差解消等も行われています。
- 公園再整備に当たっては、ワークショップやオープンハウス、小学校への出前授業等を通じて、地域住民や子どもの意見を聴取しています。
- これまで原則禁止としていたボール遊び等の利用ルールについて、令和4年度から全公園での柔らかいボール遊び（キャッチボールやパス回しを除く）や、概ね2,000平方メートル以上の特定の公園を対象とした柔らかいボールでのキャッチボール等ができるルールに見直しています。
- 区内8カ所の公園等を活用した地域団体によるプレーパーク事業が実施されており、令和7年10月には、江古田の森公園内に区内初となる常設型プレーパークが開設されました。

子育てひろば

- 中野区では、乳幼児とその保護者の居場所の一つとして「子育てひろば」を実施しています。子育てひろばでは、親子が自由に過ごしたり、交流したりできる場が設けられており、スタッフによる子育て相談や地域の子育て情報の提供等も行われています。

放課後子ども教室

- 子どもの放課後等の居場所の一つとして、中野区では、地域団体やNPO法人等が、学校や児童館等の施設を活用し、「放課後子ども教室」を

施しています。放課後や土日休日を中心に、小学生を主な対象として、幼児や中学生も参加できる活動が行われています。

- 活動内容は、スポーツ、文化活動、創作活動、学習支援、地域住民との交流活動など、実施団体ごとにさまざまです。

みらいステップなかの(まごころドーナッツ)

- 子ども・若者支援センター、教育センター、中野東図書館の複合施設です。施設内には、若者が自由に過ごせる居場所として、義務教育終了後から39歳までの若者を対象とした「まごころドーナッツ」も開設されています。
- 「まごころドーナッツ」は、「子ども・若者支援センター」の4階に設置されており、利用者が自由に過ごすことができるほか、交流や学び、社会参加等のプログラムも実施されています。スタッフも配置されており、中野区在住・在学・在勤の若者が利用できます。

図書館

- 中野区には10か所の図書館があり、館内には児童コーナーが設けられ、学習スペースが設けられている館もあります。また、読み聞かせや工作といった子ども向けの企画や児童サービス等を実施しているほか、乳幼児期から本に親しむ機会として、ブックスタート事業も実施しています。
- 中野東図書館には「こどもフロア」が設置されており、中高生がグループで学習や話し合いを行うことができるティーンズルームや、乳幼児親子向けの赤ちゃん絵本コーナー等があります。

子どもの学習スペース

- 図書館のほかにも、一部の児童館や教育センター分室には、子どもの学習スペースがあります。区のホームページや案内チラシも作成されており、利用できる時間や席数、Wi-Fiの有無などが一覧化されています。

学習支援事業、子ども食堂支援

- 区は、低所得世帯の小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象に、無料塾を実施し、生活に課題のある子どもの学習環境を整えています。

1

第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- また、NPO法人や地域団体等により、中学生等を対象とした無料学習支援や自習支援が区内各所で実施されています。
- 地域の団体により、主に家庭の事情により生活に課題を抱える地域の子どもたちへの食事及び交流の場として子ども食堂が運営されています。区は、子ども食堂を運営する団体への支援を行い、安定した実施や地域に根差した活動を支援しています。

中野区役所

- 令和6年5月に移転した中野区役所新庁舎には、「ナカノバ」や「シェアノマ」等のオープンスペースが設けられており、イベントがない時間帯は、誰でも利用できる交流・休憩スペースとして開放されています。机や椅子、フリーWi-Fi等も整備されており、自習や読書等に利用されています。
- また、キッズスペースや授乳室等も設置されています。

区有施設や再開発による権利床などの活用

- 中野区では、区有施設や再開発事業による権利床の一部等を、民間事業者に貸し付けるなどの活用を行っています。貸付にあたっては、地域貢献等を条件としている事例もあります。
- 旧本町図書館では、小・中学校の不登校児童・生徒や通信制高校生等を対象とした学習等支援施設が運営されています。中野二丁目再開発事業の権利床である「NAKANO HAKO」では、地域情報交流スペースやコワーキングスペース等が設置されています。このほか、中野セントラルパークイースト内の「絵本ラウンジLOOPなかの」では、0歳から18歳までの子どもを対象とした絵本ラウンジが運営されています。

コミュニティ・スクール

- 中野区では、コミュニティ・スクールを通じて、学校運営への地域住民の参画を促進し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めています。学校運営協議会では、校長、地域コーディネーター、地域住民、保護者等が参加し、学校運営の基本方針や地域との協働活動等について協議が行われています。

1
第2期中野区子どもの権利委員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3
第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

- 令和7年度には、全区立小中学校・幼稚園に学校運営協議会及び地域コーディネーターが配置されました。学校によって取組内容は異なりますが、地域団体やNPO法人等と連携した取組を進めるなかで、子どもの居場所につながる活動となっているものもあります。

(4)子どもの意見を踏まえた評価・検証の視点

子どもの声を聴くことの重要性について

- 子どもへのヒアリングや実態調査の結果などから、子どもの意見や思いをもとに評価・検証を行うことが重要です。
- 一方で、意見を表明することが難しい、または、苦手とする子どももいることが考えられます。そのため、子どもだけでなく、周りの大人からも意見を聞くことも必要です。
- 新しい居場所施設の設置だけでなく、既存の居場所についても、子どもたちから意見を聴き、反映することが必要だと考えます。その際には、子どもたちに意見を表明できる機会があるということを知ってもらうよう働きかけること、意見を聴いた子どもたちに対しての、丁寧なフィードバックを行うことが重要です。

子どもの権利委員会のヒアリングの実施結果について

- 当委員会では、付属資料6のとおり、様々な場面で子どもたちから意見を聴きました。
- 子どもたちには、答えたくないときは無理に答える必要がないこと、意見から個人が特定されないことがないこと、休みたいときは休んでよいこと、正しいことを言わなければいけないわけではないことを事前に説明し、聴き取った意見は最終的に答申という形に反映して区に提出することを伝えました。

2 中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

(1)子どもの居場所づくりのための基本的な考え方

本委員会では、実態調査結果や子どもたちへのヒアリングを通じて見えてきた事項に基づいて議論していく中で、大切にすべき基本的な考え方を共有しました。それらを、子どもの居場所に関する施策・取組を評価する際の指針として、以下のように整理しました。

①子どもの視点・主体性を尊重すること

- 肯定的・開放的な関係の中に自分の居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素であると考えられています。
- 子どもの居場所について考える際、子ども自身にとって居場所と感ずるかどうかを最終的に決定するのは子ども自身であることを念頭に置き、子どもの視点や子どもの主体性を大切にした居場所づくりが求められます。
- 今ある居場所の見直しや新たに居場所をつくる際には、子どもに意見を聴き、子どものおかれている状況やニーズを的確に捉え、施策に反映することが必要不可欠です。
- 子どものニーズに沿った居場所が作られるために、子どもの意見を聴く必要があります。その際は、声を上げにくい子どものニーズも拾うよう工夫が必要です。
- 子どもが、自分の意見を言えること、言った意見が反映されること、フィードバックされる経験をすることは非常に重要です。主体的な関わりを通じて、子ども自身が主体であるということを実感し、子どもの権利を守ることにもつながります。
- 自分にどんな居場所が必要なのかを認識できていない子どもがいることも考えられます。子どもから意見が出ないからといって、必ずしもニーズがないとは限らないということを意識しておく必要があります。
- 大人が決めた枠内で限定的に子どもの意見を活かすだけでなく、子どもたちが居場所をつくってみたり、子どもたちが居場所の情報を発信したりするなど、子どもたちが主体となった活動ができる環境を用意することも大事です。

②多様な子どもに応じた、多様な居場所を保障すること

- 価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっていきます。
- 多様な居場所をつくることは、子どもの権利が守られ、条例に基づいた子どもにやさしいまちづくりの推進につながります。
- 子どもは居場所が違えば良さが発揮できることもあります。それぞれの居場所で見せる顔は違うため、様々な居場所が選択できる状況があるとよいと考えます。
- 自分の家が必ずしも安心できる居場所であるとは限りません。そういった子どもにとっても、安心して過ごすことができる居場所が必要です。
- 子どもの居場所には様々な特徴があります。それぞれのメリットを把握し、子どものニーズや地域の状況から、どんな居場所が必要か検討する必要があります。
- 目的に沿った場所、活動に基づく集まり、何も目的がなく自由に過ごせる場所など、様々な形態の居場所が考えられます。
- 活動を強いられず、ただそこにいて良い、または「何もしない時間」を過ごすことも居場所の大切な機能です。

③居場所の継続性・安定性を重視すること

- 子どもの居場所は、子どもにとって居心地がよく、安心できる場所であることが必要です。
- 居場所が突然なくなってしまうことがないように、新しく居場所をつくるだけでなく、居場所が維持され、継続されていくことも重要です。
- 新しい居場所をつくるだけでなく、児童館や公園をはじめとした、今ある子どもの居場所についても、子どもの意見を聴きながらルールを見直していくなど、子どもがより利用しやすい居場所にしていく必要があります。

④居場所と支援をつなぐ視点を持つこと

- 家庭が安心できる場所ではない子どもにとっても、安心して過ごすことができる居場所があり、必要に応じて支援につなげられる環境が必要です。

- 特に中高生年代は様々な悩みや課題を抱えており、気軽に相談ができたり、必要な支援につなげたりすることができるよう、専門性のある大人がいる場所が重要です。
- 子どもが抱える課題に気づくことができる大人の存在は重要です。
- 親には見られたくない、学校の先生には話せない思いを持つ子どもにとって、信頼できる大人がいるサードプレイスは重要です。

⑤居場所に関わる大人が子どもの権利を理解し、セーフガーディングの視点を持つこと

- 周りの大人が子どもの意思表示に気づき、意思をくみ取ることができるよう、居場所にいる大人が、子どもの権利について理解を深める必要があります。
- 大人による「決めつけ」を排除し、「わかったことにしない」姿勢を持つことが重要です。子どもの意見を聴きながら、日々の振り返りを行う、「振り返りの文化」を定着させていくことが必要です。
- 特に乳幼児や医療的ケア児、外国にルーツのある子ども、不登校の子ども、施設で暮らす子ども、里親家庭で暮らす子ども、LGBTQの子どもなど、さまざまな子どもの思いを「丁寧に聴く」文化を醸成していくことが求められます。
- また、大人に時間的・精神的余裕がなければ、子どもの声を取り上げることはできません。支援者のウェルビーイングを実現するための環境整備も求められます。
- 子どもが安全・安心して過ごせる居場所であるためには、「子どもの権利」や「セーフガーディング」の視点を踏まえることが必要です。
- 「子ども性暴力防止法」（令和8年12月施行）の趣旨を踏まえ、教育・保育など子どもに接する場での被害を未然に防ぐ取組が不可欠です。

⑥家庭・学校・地域・行政等の連携により支えること

- 条例第1条では、「区に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進する」としています。区民、家

庭、育ち学ぶ施設・団体、事業者、地域社会や行政などの各主体が、子どもにとって最もよいことを第一に考え、連携して取組を進めることが求められています。

- 子どもの権利の視点だけでなく、異なる世代間が相互に理解できる視点を持つことも必要です。

⑦子どもがアクセスしやすく利用しやすい環境を整えること

- 誰でも利用できるオープンスペースは、予約などの手続きがなく気軽に利用できるため、子どもにとって立ち寄りやすい居場所となります。
- 子ども向け施設は、子どもだけで利用できることや、必要な時に大人が相談に乗ることができる点で重要です。
- 既存の施設を利用しやすくすることについても検討が必要です。

⑧子どもにわかりやすい情報発信をすること

- 地域にある子どもの居場所が、子どもや保護者に知られるよう、情報発信を行うことが重要です。
- 対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方など、子どもがイメージできる情報発信が求められます。
- 保護者や学校の先生など、周囲の大人にも居場所について情報共有することが必要です。

⑨中高生年代の居場所を重視すること

- 中高生年代は大人と子ども間の存在であり、居場所と感じられる場所が少ない現状があることから、この年代の子どものための施設を作ることや、既存の施設を利用しやすくすることなどについて検討が必要であると考えます。
- この年代の子どもたちは様々な趣味や価値観を持っており、それぞれが感じる悩みや課題も多様です。そのため、自分らしく自由に活動でき、安心

して過ごせる居場所が求められています。

(2)中野区子どもの権利委員会による項目別の改善に向けた提言

前述の基本的な考え方を踏まえ、中野区が、「すべての子どもにとって居場所が保障されているまち」となるために、子どもたちの意見と本委員会の審議に基づき、以下のとおり提言します。

【今後の施策の方向性 — 子どもたちが望むことを起点として —】

多くのヒアリングを通じて特徴的だったのは、子どもたちが望むことが、「遊具」「ゲーム」「Wi-Fi」といった物理的な場や設備の充実に留まらず、「自由に過ごせること」「誰もが尊重されること」「安心できること」「年齢やニーズに応じた居場所があること」「一方的な禁止ではなく対話・理由を説明してもらえること」といった子どもの権利保障に深く関わる内容であったことです。また、「大人に話を聞いてもらえること」「大人とのんびり話せる」「先生がやさしい」といった大人との関係性を重視する内容であったことも特徴的でした。さらには昨今の屋外の危険な暑さを踏まえた安全な居場所の必要性に関するものもありました。子どもたちは、利用者としての視点から「どこが使いづらいか」「どういう関わりが嫌なのか」「どんな大人を求めているのか」「どんな空間なら安心できるのか」を挙げ、重要な示唆を与えてくれました。

これらを踏まえ、今後中野区が取り組むべき「子どもの居場所」に関する施策の方向性を以下の3つの柱で整理しました。

① 多様な活動を保障する「場・空間」の拡充

子どもたちの活動ニーズは、発達段階やその時々状況により多面的です。これらのニーズのすべてをバランスよく位置づけていく必要があります。

- ・ 動の居場所：思い切り体を動かせる場所、スポーツができる広場の確保。
- ・ 静の居場所：一人で静かに過ごしたり、集中して勉強したりできる空間。
- ・ 余白の居場所：目的を決めず、友達と「だらだら」自由に過ごせる空間。
- ・ 全天候型の居場所：夏季の危険な暑さや天候に左右されず、安心して過ごせる

屋内空間。

② 年齢や特徴に応じた「居場所の空白」の解消

年齢が上がるにつれて、ニーズは変化し、地域の中に「自分たちの居場所」がないと感じる傾向がありました。個々の年齢や特性、背景に応じた居場所の確保を重点的に進める必要があります。

・中高生年代への重点化：既存の児童館が「小さい子向け」と感じられ、公園でも排除感（冷たい視線）を抱きやすい中高生年代が、主体的に活動できる場の構築。

・多様な背景への配慮：外国にルーツを持つ子、障害のある子、不登校傾向にある子など、特定のニーズを持つ子どもたちが、気兼ねなく過ごせる環境の整備。

③ 「権利」と「関係性」を基盤とした運営

子どもたちは、物理的な設備の充実に関する意見以上に、ソフト面（運営のあり方や大人との関わり）を重視していました。

・管理から対話へ：一方的な「禁止」による管理ではなく、理由を丁寧に説明し、子どもと共にルールを考える「対話と尊重」のプロセス。

・信頼できる大人の存在：専門性を持ち、子どもの声を否定せず、のんびりと向き合ってくれる大人（支援者）の配置と、その質を担保するセーフガーディング（安全管理）の視点。

【具体的な提言】

児童館

現状・成果

- 子どもたち同士で話し合い、納得したルールで児童館運営がなされるよう、「子ども会議」を開催している児童館もあります。これは、子どもにとって、自分の意見を言うことができ、言った意見が反映される経験に

繋がっており、子どもの意見を聴いて居場所をつくるという観点から評価できます。

- 実際に子どもたちからは、児童館が居場所であると感じるという声を多く聞いています。
- 令和7年度からは、開館時間や開館日が拡充され、多様なニーズに応えられるよう、運営改善が進められている点も評価できます。

課題

- 小学生からは、児童館が工事などにより休館となると他に居場所がなくなるとの意見や、児童館の数を増やしてほしいとの意見もありました。¹
- また、中高生年代からは、児童館には行きづらいという意見も多く、中高生年代用の児童館のような施設があるとよいとの意見がありました。²

改善等の提言

- 中高生年代も含めて、全ての子どもにとって過ごしやすい居場所となるよう、今後も子どもの意見を取り入れながら運営・整備を進める必要があります。
- 特色ある児童館ごとの情報を発信しつつ、児童館を利用する乳幼児親子や地域団体同士の交流・つながりを生み出す連携が必要と考えます。

公園

現状・成果

- 子どもからは、公園が居場所であると感じる意見が多く、公園があるから居場所は足りていると感じている子どもも多くいます。
- 公園づくりについては、例えば、区立丸山塚公園の再整備にあたって、小学生向けに、どんな公園にしたいかという出張授業を行うとともに、オープンハウスやワークショップを開催するなど、子どもたちの意見を

¹ 付属資料6:P4 及び P20参照

² 付属資料6:P21参照

取り入れようとする姿勢が評価できます。

課題

- 公園が小さい、遊具が少ない、遊具があっても小さい子向けのものが多いため、中高生年代でも遊べるような遊具やアスレチックがほしいなどの意見が多く、課題であると考えます。他にも、トイレ等の設備面や、自然と触れ合えること、遊具貸出を希望する声があるなど、公園についての意見は非常に多く、子どもたちの関心の高さがうかがえます。³
- また、公園のルールについて、ボール遊びの禁止など様々な制限があるため、自由に過ごしにくいと感じる子どもも多くいます。
- 中高生年代からは、公園では他の利用者から冷たい視線を感じるなど、追いやられるような感覚があるとの声があります。

改善等の提言

- 引き続き、子どもの意見を聴きながら公園整備を行うとともに、公園がより魅力的な居場所となるように、周辺住民や地域の方からの理解と協力を得ながら公園の利用ルールを見直していくことも必要だと考えます。
- 公園に設置する看板やお知らせについては、ピクトグラムを活用や多言語対応等を推進し、誰もが読みやすく、理解しやすい表示にする必要があります。

図書館

現状・成果

- 子どもたちの意見としては、図書館が居場所であると感じる声や、こんな図書館だったらよいという声など、図書館に関する意見は多く聞かれており、子どもにとって身近な居場所として認識されています。
- 特に、中野東図書館の「こどもフロア」は、乳幼児から中高生年代まで、それぞれの目的に合わせて利用できる設備が充実しており、子どもからお気に入りの場所との声がありました。

³ 付属資料6:P4~P5、P10~P11、P13~P15、P17及び P19~P25参照

- 中高生が区立図書館のイベント企画・運営に携わる「中高生図書館プロジェクト」を実施し、中高生にとって親しみやすく、主体的に関われる図書館づくりに取り組む姿勢が評価できます。

課題

- 子どもからは、漫画を置いてほしい、大きな図書館がほしい、学習スペースが併設されている図書館がよいなどの意見がありました。⁴

改善等の提言

- 今後、図書館を改築していくにあたっては、地域の身近な居場所として、大人も子どももより居心地よく過ごせるような機能や空間を検討する必要があります。

子どもの学習スペース

現状・成果

- なかのZEROの学習スペースは、椅子などがリニューアルされており、実際に中高生年代の子どもが勉強している姿が見られています。
- 区内の学習スペースについては、区のホームページやチラシで一覧としてまとまっており、整備が進んでいる点は評価できます。

課題

- 一人で静かに勉強できるところがほしい、友達と話しながら勉強できるところがほしいなどの声は、子どもたちからのヒアリングや実態調査からも多く聞かれており、ニーズが高いことがわかります。⁵
- 夜遅い時間まで勉強できるスペースがほしいとの意見も、特に中高生年代の子どもから出ています。⁶

⁴ 付属資料6:P10、P14～P15、P21及び23～24参照

⁵ 付属資料6:P5～P6、P9、P14～P15、P19、P21及びP23参照
実態調査報告書:P185 参照

⁶ 付属資料6:P15及びP21参照。

改善等の提言

- 学習スペースのさらなる整備を進めるとともに、既存の学習スペースの周知広報に力を入れる必要があります。

既存の区有施設の利活用など

現状・成果

- 区役所1階のスペースでは、勉強している子どもの姿が見られるようになるなど、子どもたちの居場所となっていると考えられます。
- 区の権利床活用事業であるNAKANO HAKOでは、長期休暇中に無料で利用できる学習スペースを開放するなど、子ども向けに居場所を提供しています。

課題

- 区民活動センターなど、地域の身近な区有施設において、大人も子どもも広く無料で利用できる場所やルールづくりが求められています。

改善等の提言

- 区役所1階のシェアノマ等のスペースを、中高生年代の子どもが借りて、イベントなどで利用している事例は少ないように感じるため、子どもたちでも予約・利用しやすい工夫が必要だと考えます。

中高生年代の子どもの居場所

現状・成果

- 児童館運営・整備推進計画に基づき、中高生機能強化型の児童館の整備に向けた取組を進めるほか、中高生の居場所事業（TEEN'S CAFE）を令和7年度から実施するなど、中高生年代の子どもの居場所に関する取組が充実してきています。

課題

- 中高生年代の子どもは公園や児童館に行っても、自分たちの居場所と感じられないという意見もあり、中高生年代の子ども向けの居場所を求める声が多くあります。⁷

改善等の提言

- 新たに中高生年代の子ども向けの施設をつくることは重要ですが、既存の居場所や区民活動センター等の身近な区有施設の利活用について、中高生年代の子どもの意見を踏まえて運営に反映していき、中高生が主役になれる場を構築できるようにすることが必要だと考えます。
- 中高生年代の子どもからは、もっと大人と話し合いたいという意見もあります。⁸大人とフラットに話せる機会や関係性が構築できるよう支援することも求められます。

学校

現状・成果

- 学校は、多くの子どもにとって一日の大部分を過ごす、大切な居場所です。
- 一方、不登校の子どもなど、学校が居場所とは感じられていない子どももいると考えられます。
- 中野区では、不登校など、長期欠席の状況にある小学校1年生から中学3年生のための学校に代わる学びと支援の場として、教育支援室「フリーステップルーム」を設置しており、学校に変わるもう一つの居場所として、令和7年度からは民間事業者の経験とノウハウを活用し、体験型学習を拡充させるなど、取組を充実しています。
- 中野区には、チャレンジクラス（不登校対応校内分教室）N組が、令和6年4月、区立中野中学校内に開級しました。このような、学校に変わる居場所については、不登校の子どもや、学校を居場所と感じられない子どもの声を聴きながら整備することが求められます。

⁷ 付属資料6:P5~P6、P11、P15 及び P21~P22参照

⁸ 付属資料6:P15~P16 参照

- 中野区では、「コミュニティ・スクール」の取組を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域とともにある学校づくりを進めています。こうした取組は、子どもを地域全体で見守り、学校を安心して過ごせる身近な居場所として支えることにつながっています。

課題

- 学校では、校則などの決められたルールに対して意見を言いたくても言えない子どもがいるかもしれません。
- 校則については、実際に、「校則を変えたい」、「禁止をする理由を教えてください」などの声がありました。⁹
- 校則は、多くの子どもにとって快適に学校生活を送れるように定められていると考えられますが、子どもの中には、「こんなルールだったら過ごしやすい」、「こんな学校がいい」という意見を持つ子どももいます。

改善等の提言

- 子どもの権利の視点での校則の見直しや、子どもの意見をすべて反映できなくても子どもと真剣に向き合い、なぜ禁止しているのかを説明するなど、納得できる形でのフィードバックを行うことを求めます。
- また、先生が子どもの権利への理解を深め、子どもが安心して意見を出すことができ、その声が尊重される環境を整えることは、快適な居場所と感じながら過ごすためには重要です。

外国にルーツのある子どもの居場所

現状・成果

- 外国にルーツのある子どもへの支援として、区内では中野区国際交流協会（ANIC）やNPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援をはじめとする団体が、日本語学習支援や発達支援などの活動を行っています。
- また、NPO法人文楽舎みんなのよりばでは、外国にルーツのある子どもを含め、全ての子どもたちが過ごしやすいよう、環境整備や様々な支援活動を行っています。

⁹ 付属資料6:P4、P11~P12 及び P15 参照

- 中野区では、外国につながるのある子ども一人ひとりの母語や文化、これまでの学習歴を尊重しながら、学校生活へのスムーズな適応を支援し、日本語の力や学力が着実に育つよう環境整備を行っており、現在3つの小学校、1つの中学校で「日本語・多文化共生学級（愛称：グローバルクラス）」を設置しています。

課題

- 中野区子どもと子育て家庭の実態調査を基にした分析では、両親のどちらか又はどちらも外国籍の中学生は、両親ともに日本国籍の中学生に比べて、中高生年代の子どものための居場所となる施設がほしいと思う割合が2倍以上高いという結果が示されています。このことから、外国にルーツのある子どもにとって、安心して過ごすことができる居場所の必要性は高いです。
- 外国にルーツのある子どもからは、学校からの配付物が日本語で読めない、学校にもっていくものがわからない、自分の国の友達と遊びたいという意見も聞かれます。¹⁰
- さらに、学校生活においては、給食が口に合わない、試験の際に英語での回答が認められる場合と認められない場合があり、その説明が不足しているために混乱するなどの声があります。¹¹

改善等の提言

- 日本語を話すことが難しい子どもからは、意見を聴き取ることが難しい場合もありますが、ニーズを捉え学校内外で支援体制を整える必要があります。また、中野区にある子どもの居場所が知られていないことも考えられるため積極的にアウトリーチしていくことも必要です。
- 学校での給食や学習評価における対応については、言語だけでなく、文化や子どもの感情に寄り添うことが求められます。

障害のある子どもの居場所

現状・成果

¹⁰ 付属資料6:P12 及び P17 参照

¹¹ 付属資料6:P12参照

- 障害のある子どもの居場所として、中野区子ども発達センターたんぼぼの協力を得て、職員や保護者へのヒアリングを実施しました。
- 障害のある子どもの中には、自分の思いや要求を表すことが難しい子どもが多いですが、子どもが見せるわずかな反応を職員が丁寧に受け止め、言語化し、代弁していく関わりを積み重ねています。
- 日常生活の中で、あえて選択する場面を多く設けることにより、自分の意思を表出してよいのだということを経験し、子どもの主体性を育てています。
- 子どもと関わるうえで、子どもの意思表示の捉え方、主観を他の職員と共有し、様々な人の視点から子どもの思いや考えについて確認することを大切にしています。

課題

- 18歳までは、特別支援学校や放課後等デイサービスを利用することができますが、18歳を超えると、それらに代わる居場所が不足しているとの声がありました。
- また、きょうだいの希望に応えることが難しい場合があるとの意見もありました。
- 公園のトイレへのユニバーサルベッドの設置や、バリアフリー化の推進が求められています。

改善等の提言

- 医療的ケア児やきょうだいが、将来への不安や現在の我慢を強いられず、ありのまま過ごせる場所を確保することが求められます。
- 18歳を超えた後も継続的に支援を行うことができるよう、ニーズを捉えて居場所を整備していくことが重要です。

子どもへの情報発信

現状・成果

- 区は、令和5年度に公式ホームページをリニューアルし、区ホームページの子育てサブサイトや紙媒体の子育て支援ハンドブック「おひるね」を中心に、なかの区報や区公式SNSアカウントと連動したクロスメディアにより利用者を意識した情報発信に取り組んでいます。

- 主に、13歳～39歳を対象とした子どもを含む若者に関連する情報を発信するためのSNSアカウント（X）や動画による情報発信を進めています。

課題

- ターゲットに応じた様々な情報発信の手段は充実してきていますが、区の実施する子ども向けのイベントや事業など、子ども自身に知ってほしい情報が届いていない可能性があります。区報や区ホームページの表記は大人向けになっており、子どもにとっても読みやすく、親しみやすい情報発信手法が求められています。

改善等の提言

- 子どもたち自身が欲しい情報や子どもに知ってもらいたい情報が網羅されているコンテンツや、子どもが簡単にアクセスできる仕組みなどを検討する必要があると考えます。
- 例えば、区報での子ども関連情報コーナーの設置や、SNSや動画のさらなる活用など、子どもに届きやすく伝わりやすい情報発信の媒体・手法・内容について、子ども自身の意見を取り入れながら検討していくことが必要です。

1

第2期中野区子ども権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子ども権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

付属資料

3 第1期中野区子どもの権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

- 行政の施策の評価は、単年度ごとではなく、前年度の評価を踏まえたうえで、複数年にわたり連続性の視点を持って評価をすることが重要であると考えます。
- 同様の考え方から、当委員会の提言についても、前期の提言内容が、どのように行政の施策に反映されたかということを検証することにより、提言内容の実効性を確認していく必要があります。

(1)第1期中野区子どもの権利委員会での主な提言の内容について

子ども会議のあり方

- 子ども会議で行われた活動や議論、提出された意見を、子どもの意見として尊重する必要があります。
- 子ども会議に参加する子どもの数は、区内の子どもの数からすると一部ですが、子ども会議の取組を周知し、こうした子ども参加が行われていることを多くの子どもや大人に知ってもらうことが重要です。
- 子ども会議への参加にあたっては、一部の子どものみに参加者が偏らないよう、多様な参加者を受け入れる環境を整えるとともに、子どもが参加しやすい、参加したいと感じる仕組みをつくることが大切です。
- 中野区で子ども会議として位置づけられているハイティーン会議は、中高生年代を対象としているため、ハイティーン会議の対象年齢を拡大する、もしくは、小学生を対象とした子ども会議を新設するなど、小学生以下の子どもが参加できる子ども会議について検討を行う必要があると考えます。
- 小学生を対象とした子ども会議については、子どもたちが十分に意見を表明できるよう、また自由に本音の意見が出せるよう、様々な工夫を行う必要があります。
- 現行のハイティーン会議は、1年間のサイクルで実施しているため、会議の成果や、会議で出た意見が反映されたのかどうかが見えづらいという課題があると考えます。今後の子ども会議の展開を考えていく中で、

子どもが実際に、自分たちの意見がまちづくりに反映されている変化を感じられるような内容に変えていく必要があると考えます。

子どもの意見表明・参加の推進

- 家庭、学校、地域、区政などのあらゆる場面において、様々な特徴を持った子どもが様々な方法で多様な意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや取組を進める必要があります。
- 学校をはじめ、公園や図書館などの公共施設の意見表明・参加の仕組みについては、子どもの権利の視点から見直すとともに、意見表明・参加の仕組みを持たない場合は、利用する子どもたちの意見が日常的に集約され、反映されていく仕組みを新たにつくる必要があります。
- 区政への提案や、区の計画策定等における区民意見交換会は、子どもの参加を促進するとともに、子どもに分かりやすい情報提供・情報発信を行う必要があります。
- 区が現在進めている中高生年代向け施設の整備の検討に当たっては、当事者である子どもたちの意見を聴きながら進めていく必要があると考えます。
- 子どもの積極的な参加を促すためには、大人が子どもの意見を積極的に聴くようになるための働きかけも必要です。また、子どもの意見を「聴く」というだけではなく、まずは、大人や社会が子どもの意見を「受け止める」ことも重要です。子どもの意見や思いを受け止めることの重要性に理解を示す機会が必要であると考えます。
- 「子ども参加」を特別扱いするのではなく、子どもを含めた区民がきちんと参加できる環境を整えることが不可欠です。
- 子どもが1日のうちで多くの時間を過ごす学校において子どもの権利について学習する機会を設けることで、子どもが自分に保障されてしかるべき権利を知り、意見を表明したり、参加したりできるようになると考えます。

推進計画及び取組の評価・検証の仕組み

- 中野区では、子どもに関する5つの法定計画（①子ども・子育て支援事業計画、②次世代育成支援行動計画、③子どもの貧困対策計画、④子ども・若者計画、⑤子どもの権利条例推進計画）を包含する総合的な計画

として中野区子ども総合計画（以下「計画」といいます。）を策定しています。計画全体の実施状況や成果指標の達成状況については、中野区子ども・子育て会議条例に基づき、中野区子ども・子育て会議が審議します。当委員会は、中野区子どもの権利に関する条例に基づき、主に推進計画の各事業の取組内容について、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証を行います。

- その他の計画部分についても、子どもの権利の視点に基づいた評価・検証は重要であることから、当委員会は、子どもの権利の視点から区の計画全体を総合的に評価・検証していくために、子ども・子育て会議とも連携しながら、相補的な評価・検証を行います。
- 毎年度、前年度に実施した取組に対して評価・検証を行い、次年度に向けた改善を図るとともに、計画期間である5年間の取組を評価・検証することにより、次期の計画策定に活かすことが効果的であると考えます。
- 区は、当委員会が評価・検証の対象とした事業について、子どもの権利の視点に基づき自己評価を行い、課題や改善点を確認の上、その結果を当委員会が評価・検証する仕組みが有効であると考えます。当委員会では、区が取りまとめた評価結果について、子どもの権利の視点から改善が必要な点などに関してフィードバックを行うことにより、次年度以降の改善につなげることができると考えます。
- 「子どもの権利の視点」での評価・検証にあたっては、「条例を意識して取組が実施されているか」という視点が大切です。条例を理念として理解しているか、条例の理念を踏まえて取組が行われているかどうかを評価・検証することにより、取組の成果や課題を明らかにしていくことができると考えます。
- そのうえで、以下の3つの視点に基づき自己評価することが必要であると考えます。
- 第一に、「子どもの意見を取り入れ、反映したものとなっているか、反映できなかった場合にはその理由をきちんと説明しているか」、「子どもと大人が対話をしながら取組が実施されているか」という「子どもの意見表明・参加」の視点です。

- 第二に、「子どもがアクセスしやすい情報発信や子どもに分かりやすい情報提供をしているか」という「子どもへの広報・周知」の視点です。
- 第三に、「事業を行ったことにより子どもにどのような効果があったか」という「子どもの最善の利益」です。
- 次期計画の策定にあたっては、子どもへのヒアリング等で得られた意見に対して可能な限り対応していく必要があると考えます。

1
第2期中野区子ども権利委
員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関
する改善等の提言

3
第1期中野区子ども権利委
員会の提言を受けた区の施策
の取組状況に関する検証・評価

付属資料

(2)提言を受けた区の施策の取組状況について

子ども会議のあり方

現状・成果

- 区が子ども会議として位置づけているハイティーン会議は、令和7年度から対象年齢を、小学4年生から6年生、中・高校生年代までに拡大し、名称をティーンズ会議に変更しました。
- 小学生の参加者に対しては、フィールドワークやグループワークの時間を多く設けるなど、楽しみながら自身が取り組むテーマを検討してもらうことで、自由に本音の意見を表明できるように工夫しています。
- ティーンズ会議で提出された意見については、実施が可能かどうかを関係部署と確認し、理由とともに対応方針を区ホームページで公開することにより、参加者本人へのフィードバックを行うとともに、区政や地域にどのように反映されているかが示されています。
- 広報・周知としては、区内の小・中・高等学校や、児童館、図書館、区民活動センターなどの区有施設へのチラシ・ポスターの配布を行っています。また、SNSを活用した周知として、中野区若者情報発信アカウント（X）にて、活動の様子を発信しています。
- ティーンズ会議は、テーマに応じて地域でアクションを積み重ねることが主な活動内容ですが、多様な参加者を受け入れられるよう、様々なテーマ例を提示し、自分の興味や好きなことに応じて自由に選択できるようにしています。また、前年度の活動内容の様子を写真で発信するなどして、活動イメージを持ち、参加したいと感じてもらえるよう取り組んでいます。

取組の評価・検証

- 対象年齢が拡大され、より多くの子どもが子ども会議に参加できる事業となったことは、大変意義があると考えます。

- こうした子ども会議の取組内容を広く周知し、子ども参加が推進されていることを、子ども会議に参加していない子どもや大人に知ってもらうことが重要です。
- 子ども・若者向けの情報発信の手法として、当事者がよく利用している媒体を活用するとともに、動画による情報発信をより進めていくことが求められます。

子どもの意見表明・参加の推進

現状・成果

- 第1期での提言を踏まえ、区政運営における子どもの意見表明・参加を促進するため、子どもの意見の聴き方や留意点などを取りまとめた「子どもの意見表明・参加に関する手引き」を策定しました。
- この手引きは、区政運営において子どもの意見表明・参加の取組を進めていくにあたり、各部署が取組を行う際の参考として活用することを目的として作成しましたが、区政にとどまらず、家庭、学校、地域など、日常のあらゆる場面で子どもの意見表明・参加が保障されるよう、区はその考え方を広め、仕組みづくりや機会の確保に向けた取組を進めています。
- 子どもに関わりの深い事業計画や施設整備などについては、子ども向けの意見交換会の開催や資料の作成を行うなど、子どもの声を積極的に聴く取組を行っています。各部署の取組について、毎年度調査を行い、結果を庁内で共有しています。
- 令和7年度は、中野区子どもの権利救済委員が、区内の小・中学校で子どもの権利に関する出前授業を実施しました。今後は、区内の各小・中学校で出前授業を実施することにより、子どもたちが日常的に子どもの権利を意識できる状態となるよう、取組を進めています。

取組の評価・検証

- 情報を得て初めて参加の権利を行使できると考えるため、子どもの意見表明・参加を促進するためには、子どもへの情報提供が重要になります。

- 事業周知にあたり、振り仮名を記載するなど子どもが読みやすいチラシを作成するといった工夫のほか、「子ども会議だより」を発行するなど、子どもにとっての情報のアクセシビリティを高める工夫が必要であると考えます。
- 「子どもの意見を反映させた教育活動の推進」として、区立小・中学校に対して予算を配分し、児童・生徒が使い道を考え、実行する取組が行われています。
- これは子ども参加の先進的な事例として、当委員会においても定期的に評価・検証したいと考えています。

推進計画及び取組の評価・検証の仕組み

現状・成果

- 計画全体の実施状況や成果指標の達成状況は、子ども・子育て会議が審議し、主に推進計画の各事業の取組内容は、当委員会が評価・検証を行うというように、子ども・子育て会議と連携しながら、相補的な評価・検証を行う仕組みを確立しました。
- 当委員会が示した、3つの子どもの権利の視点からの自己評価の実施や、今後の課題・改善点を整理することにより、子どもの意見を踏まえた事業となるよう取組を進めています。

取組の評価・検証

- 「子どもの権利の視点」からの評価・検証の仕組みを導入したことは意義のあることですが、3つ目の「子どもの最善の利益」の視点からの自己評価において、行政側の見立てによる評価となっている事業が目立ちました。
- 事業を行ったことにより、子どもにとってどのような効果があったかについては、子ども当事者に直接声を聴くことのほか、間接的に施設職員や事業者などを通じ日々の運営や事業の中で、子どもの意見を聴取していくことが重要です。

- 引き続き、庁内全体に子どもの権利、意見表明・参加の視点を浸透させていき、子どもの声を踏まえた実績の評価や事業の展開が図られることが必要であると考えます。

1
第2期中野区子ども権利委
員会の答申にあたって

2
中野区の子どもの居場所に関
する改善等の提言

3
第1期中野区子ども権利委
員会の提言を受けた区の施策
の取組状況に関する検証・評価

付属資料

1

第2期中野区子ども権利委員会の答申にあたって

2

中野区の子どもの居場所に関する改善等の提言

3

第1期中野区子ども権利委員会の提言を受けた区の施策の取組状況に関する検証・評価

< 付 属 資 料 >

付属資料

6中子政第181号
令和6年6月6日

第2期中野区子どもの権利委員会会長 様

中野区長 酒井 直人

第2期中野区子どもの権利委員会への諮問について

中野区子どもの権利に関する条例第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 子どもの権利の保障の状況に関すること
- (2) 子どもに関する取組を推進するための基本となる計画及び子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること

なかのくこ けんり かん じょうれい
中野区子どもの権利に関する条例

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい しょう そうそく だい じょう だい じょう
第1章 総則（第1条—第8条）

だい しょう こ けんり ほしょう だい じょう だい じょう
第2章 子どもの権利の保障（第9条—第12条）

だい しょう こ すいしん だい じょう だい じょう
第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進（第13条—第19条）

だい しょう こ かん とりくみ すいしん けんしょう だい じょう だい じょう
第4章 子どもに関する取組の推進および検証（第20条—第23条）

だい しょう こ けんり そうだん しんがい きゅうさい だい じょう だい じょう
第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済（第24条—第27条）

だい しょう ざっそく だい じょう
第6章 雑則（第28条）

ふそく
附則

こ 子どもは、権利の主体であり、一人の人間としてその尊厳が尊重され、その権利が保障されます。全ての人は、生まれながらにして幸せに生きるための権利を持っています。この権利は、子どもであることを理由に侵害されることがあってはなりません。

いま ぎゃくたい ひんこん こんなん じょうきょう こ た
今、いじめや虐待、貧困など困難な状況にある子どもがいます。多様な背景を持ち、それが理解されずに苦しんでいる子どももいます。

こ 子どもにとって、子どもならではの権利が保障されることも大切です。私たちは、だれ一人取り残すことなく、全ての子どもが幸せに生きていけるよう子どもの権利を保障します。私たちは、子どもの命と健康を守り、その成長を応援します。私たちは、子どもの声に耳をかたむけ、その意見、考え、思いを受け止め、これを尊重し、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えます。

わたし だれ ひとり と のこ すべ こ しあわ い
私たちは、子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、子どもにやさしいまち中野をつくっ

ていきます。子どもにやさしいまちは、全てのの人にやさしいまちです。

子どものみなさん、迷うことや困ったことがあったら、周りの大人に相談してみてください。相談をすることは、悪いことではありません。あなたは、一人ではありません。私たち大人は、あなたの意見、考え、思いを受け止め、あなたの立場に寄りそい、あなたにとって最も善いことを一緒に考えます。あなたのことを応援している人がいることを忘れないでください。

日本は、世界の国々と、子どもの権利条約を結んでいます。この条約では、「命を守られ、成長できること」、「意見を表明し、参加できること」、「子どもに関することが行われるときは、その子どもにとって最も善いことが考えられること」、「差別をされないこと」などの子どもの権利を保障することを約束しました。私たちは、この約束を守るため、全力をつくさなければなりません。

ここに、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの今と未来のために、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中野区（以下「区」といいます。）に関わる全ての人が子どもの権利の尊重の理念を持ち、それぞれの生活や活動に生かすことにより、子どもの権利を保障し、もって子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

(用語の意味)

第2条 この条例において「子ども」とは、区内に在住し、在学し、または在勤する等、区内において生活し、活動する18歳未満の人、およびこれらの人と等しく権利を認めることが適当と認める人のことをいいます。

- 2 この条例において「保護者」とは、子どもの親および里親その他子どもの親に代わり養育する人のことをいいます。
- 3 この条例において「区民」とは、区内において、在住し、もしくは在勤している人、事業を営んでいる人（以下「事業者」といいます。）または在学している人および保護者のことをいいます。
- 4 この条例において「育ち学ぶ施設」とは、区内の学校、専修学校または各種学校、児童福祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設のことをいいます。
- 5 この条例において「団体」とは、区内において、子どもが育ち、学ぶための活動を行う団体のことをいいます。
- 6 この条例において「子どもの権利条約」とは、児童の権利に関する条約のことをいいます。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次に定める考え方を基本理念とします。

- (1) 子どもは、その命が守られ、心身や尊厳が傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。
- (2) 子どもは、その意見、考え、思い（以下「意見等」といいます。）を表明することができ、自分に関係のあることについてその意見等が尊重されること。
- (3) 子どもに関係のあるあらゆることについて、子どもにとって最も善いことは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもは、一人ひとりの個性が尊重され、だれ一人取り残されることなくその権利が保障されること。

（区の役割）

第4条 区は、あらゆる取組を行うことにより子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するものとします。

2 区は、子どもの権利の保障について、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力するとともに、その活動を支援するものとします。

3 区は、子どもの権利の保障について、国、東京都、他の区市町村等に必要な協力を求めることにより、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行うものとします。

4 区は、この条例による子どもの権利の尊重の理念が広まり、区民、育ち学ぶ施設および団体が子どもの権利についての理解を深めることができるよう、その考え方を広めていくものとします。

(区民の役割)

第5条 区民は、子どもの権利についての理解を深め、これを保障するよう努めるものとします。

2 区民は、地域社会における子どもの権利の保障の重要性を理解し、子どもがすこやかに育ち、安心して過ごすことができるよう、地域社会全体で子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。

3 区民は、区、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの権利についてその考え方を広めていくことに努めるものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の役割)

第6条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの権利を保障するよう努めるものとします。

2 育ち学ぶ施設および団体は、子どもの権利を保障するため、区および区民と協力するよう努めるものとします。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その従業員が子どもの権利を保障することができる環境を整えるよう努めるものとします。

2 事業者は、その事業が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な気配りを行うよう努めるものとします。

3 事業者は、区、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、その

事業として子どもの権利を保障するための活動をし、これを推進するよう努めるものとします。

(中野区子どもの権利の日)

第8条 子どもの権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日(以下「子どもの権利の日」といいます。)を設けます。

2 子どもの権利の日は、11月20日(国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日)とします。

3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。

第2章 子どもの権利の保障

(あらゆる場面における権利の保障)

第9条 子どもは、家庭、育ち学ぶ施設および団体の活動、地域社会等、あらゆる場面において、特に次に定める権利が保障されます。

(1) 身体的または精神的な暴力を受けないこと。

(2) 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービス等を受けられること。

(3) 家庭的な環境のもとで育つこと。

(4) 自分の意見等を表明し、それが尊重されること。

(5) 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。

(6) 権利を持つ個人として尊重され、自分についての情報を知ること。

(7) 失敗をしてもやり直せること。そのために必要な環境が整えられること。

(8) 子どもの発達に応じてそのプライバシーが尊重されること。

(9) 家庭の環境、経済的な状況、社会的身分、国籍、人種、民族、

ぶん 文化、 しょうがい 障害の有無、 う む 性別、 せいべつ 性自認、 せいじにん 性的指向等により き 差別をされ べつ ないこと。

(10) 子どもであることを理由に不当なあつかいを受けないこと。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとします。

3 区は、子どもの権利を保障するため、必要な取組を行うものとします。

(家庭における権利の保障)

第10条 保護者は、家庭において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 家庭的な環境のもとで愛情を受けて育つこと。

(2) 子どもの発達に応じて個人の秘密が守られること。

2 保護者は、前項の取組を行うときには、子育てについての必要な協力を求めること等により、子どもの成長を支えることができるよう努めるものとします。

3 区は、家庭において、子どもの権利を保障するため、子どもおよび保護者に対して、必要な取組を行うものとします。

(育ち学ぶ施設および団体の活動における権利の保障)

第11条 育ち学ぶ施設および団体は、その活動において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 安全で安心できる環境のもとで、学び、成長すること。

(2) 一人ひとりの個性が尊重され、差別をされないこと。

(3) いじめや体罰を受けないこと。

(4) その子どもの個人に関する情報について、その意思に反し、ま

たは正当な目的の範囲をこえて利用され、または提供されないこと。

2 育ち学ぶ施設および団体は、前項の取組を行うときには、次に定めることを行うことにより、その活動において子どもの権利が保障されるよう努めるものとします。

(1) 子どもの権利の保障に主体的に取り組み、子どもの成長を支えることができるよう必要な支援を行うこと。

(2) 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見等を尊重しながら、子どもにとって最も善い解決方法をとること。

(3) 虐待、貧困等を早期に発見し、区その他関係機関と協力して対応すること。

3 区は、育ち学ぶ施設および団体の活動において、子どもの権利を保障するため、育ち学ぶ施設および団体に対して、必要な取組を行うものとします。

(地域社会における権利の保障)

第12条 子どもと関わる活動をする区民は、地域社会において、子どもの権利を保障するため、特に次に定めることについて必要な取組を行うよう努めるものとします。

(1) 安全で安心できる環境のもとで生活すること。

(2) 地域の活動等に参加し、自分の意見等を表明すること。

(3) 休み、または遊ぶことができ、一人または集団で活動することができる居場所を利用すること。

2 子どもと関わる活動をする区民は、前項の取組を行うときには、適切な支援を受けることにより、その活動を続けていけるよう努めるものとします。

3 区は、地域社会において、子どもの権利を保障し、前項に規定する活動を続けていけるようにするため、子どもと関わる活動をする

くみん たい ひつよう とりくみ おこな
区民に対して、必要な取組を行うものとします。

だい しょう こ すいしん 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進

こ いけんとう ひょうめい さんか
(子どもの意見等の表明および参加)

だい しょう く こ じぶん いけんとう ひょうめい さんか きかい かく
第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確
ほ 保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。

2 く くみん そだ まな しせつ だんたい こ いけんとう ひょうめい
区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と
さんか 参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要
な情報を得ることができるよう努めるものとします。

こ かいぎ
(子ども会議)

だい しょう くちょう こ いけんとう もと かいぎ いか こ
第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議(以下「子ど
も会議」といいます。)を開きます。

2 くちょう こ かん く けいかく たくちょう ひつよう みと
区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めること
について、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものと
します。

3 くちょう こ かいぎ たよう はいけい も こ いけん はんえい
区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映され
るよう努めるものとします。

4 こ かいぎ さんか こ じしゆせい じはつせい そんちょう うんえい
子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営
されるものとします。

5 くちょう こ かいぎ こ さんか こ かいぎ
区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議
が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。

6 こ かいぎ さんか こ だい こう きてい じぶん
子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が
必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出する
ことができます。

7 ぜんこう きてい ていしゆつ いけんとう くちょう そん
前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊
重するよう努めるものとします。

ぎゃくたい たいばつとう ぼうし
(虐待、体罰等の防止)

だい しょう く くみん そだ まな しせつ だんたい こ ぎゃくたい たい
第15条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体

罰等を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らすことができるよう努めなければなりません。

2 区は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待、体罰等の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが虐待、体罰等を受けることがないよう気を配るとともに、虐待、体罰等を受けたと思われる子どもを発見したときは、すみやかに区その他の関係機関に知らせなければなりません。

4 区は、虐待、体罰等を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利の侵害の防止)

第16条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもがいじめその他の権利の侵害を受けることなく、安心して生活することができるよう努めるものとします。

2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもに対するいじめその他の権利の侵害の予防と早期の発見に取り組むものとします。

3 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害を受けた子どもをすみやかにかつ適切に救済するため、関係機関と協力し、必要な支援を行うものとします。

4 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、いじめその他の権利の侵害に関わった子どもが再びいじめその他の権利の侵害に関わることのないよう取り組むものとします。

(貧困の防止)

第17条 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、すこやかに育ち、学ぶことができるよう、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもの貧困の防止に総合的に取り組むものとします。

(有害または危険な環境および情報からの保護)

第18条 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが家庭や地域社会の中で尊重され、安心して健康的に生きるため、違法な薬物等の有害または危険な環境や情報から子どもを守るよう取り組むものとし、

2 区は、前項に規定する取組に関し、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体に必要な情報を提供するものとし、

(居場所づくり)

第19条 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとし、

2 区は、前項に規定する居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設および団体と協力し、その支援に努めるものとし、

3 区、育ち学ぶ施設および団体は、第1項に規定する居場所づくりに関し、子どもが意見等を表明し、参加する機会を設けるとともに、その意見等を尊重するよう努めるものとし、

第4章 子どもに関する取組の推進および検証

(子どもに関する取組の推進)

第20条 区は、全ての子どもの権利が保障されるよう、子ども、区民、育ち学ぶ施設および団体と協力して、子どもに関する取組を推進するものとし、そのための体制を整備するものとし、

2 区は、子どもに関する取組が推進されるよう、必要な財政上の取組を行うよう努めるものとし、

3 区は、子どもに関する取組を推進するため、定期的に、子どもの状況等について調査を行い、その結果を公表するものとし、

(子どもに関する取組の推進計画の策定)

第21条 区は、子どもに関する取組を推進するための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)を定めます。

2 区は、推進計画を定める場合は、子どもや区民の意見等を反映させるよう努めるものとします。

3 区は、推進計画を定めた場合は、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

4 前2項の規定は、推進計画を改める場合について準用します。

(中野区子どもの権利委員会の設置)

第22条 推進計画および子どもに関する取組を検証するため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を置きます。

2 権利委員会は、区長の求めに応じ、次に定めることについて調査や検討を行い、意見を述べます。

(1) 子どもの権利の保障の状況に関すること。

(2) 推進計画および子どもに関する取組の検証、改善等の提言に関すること。

(3) その他区長が必要と認めること。

3 権利委員会は、前項各号に定めることに関し、必要があると認めるときは、区長に意見を述べることができます。

4 権利委員会は、学識経験者その他区長が必要と認める人のうちから、区長が任命する委員10人以内をもって組織します。

5 権利委員会の委員（以下単に「委員」といいます。）の任期は、2年とします。ただし、再任されることができます。

6 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができます。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

7 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(権利委員会の意見の尊重)

第23条 区長は、権利委員会から前条第2項および同条第3項の

意見を受けたときは、これを尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

- 2 区長は、権利委員会からの意見を受けたときは、すみやかにこれを公表し、広めていくものとします。

第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済

(中野区子どもの権利救済委員の設置)

第24条 子どもの権利の侵害（以下「権利侵害」といいます。）からのすみやかな救済と子どもの権利の保障をはかるため、区長の附属機関として、中野区子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

- 2 救済委員は、次に定めることを担当します。

(1) 子どもの権利の保障についての相談に応じ、必要な助言および支援をすること。

(2) 子どもの権利の保障についての必要な調査および調整をすること。

(3) 権利侵害からの救済のため関係者に要請をすること。

(4) 権利侵害を防ぎ、または子どもの権利を保障するための意見を表明すること。

(5) 第3号の要請および前号の意見の内容を公表すること。

(6) 権利侵害からの救済と子どもの権利の保障についての理解を広めていくことおよび関係者との協力の推進に関すること。

- 3 救済委員は、5人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関しすぐれた識見を備えている人のうちから、区長が任命します。

- 4 救済委員の任期は、2年とします。ただし、再任されることができません。

- 5 区長は、救済委員が心身の故障のために職務を行うことができ

ないと認める場合、第3項に規定する任命の要件を満たさなくなつた場合または救済委員に職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合には、その救済委員の職を解くことができます。

6 救済委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはなりません。その職を退いた後も、同様とします。

(救済委員の職務の執行)

第25条 救済委員は、職務を行うときには、子どもの意見等を聞き、その意見等を尊重するとともに、その子どもにとって最も善いと考えられることを行うものとします。

2 救済委員は、公正かつ公平にその職務を行わなければなりません。

3 救済委員は、それぞれ独立してその職務を行います。

4 救済委員は、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができません。

5 救済委員は、毎年度、その職務の実施状況について区長に報告しなければなりません。

6 区は、救済委員の独立性と公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な協力および支援を行うとともに、専門の職員および窓口の設置等、体制の整備をはかるものとします。

7 区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが救済委員に相談等をしやすい環境を整えるよう努めるとともに、救済委員の職務の執行に協力するよう努めるものとします。

(救済委員への相談等)

第26条 子ども(その子どもに関係のある人をふくみます。)は、救済委員に子どもの権利の保障について必要な相談を行い、または第24条第2項第3号の要請や同項第4号の意見の表明を行うことを求めることができます。

きゅうさい いん ようせい い けん そんちようとう
(救済委員の要請および意見の尊重等)

だい じょう く き かん きゅうさい いん だい じょうだい こうだい ごう ようせい
第27条 区の機関は、救済委員から第24条第2項第3号の要請お
び同項第4号の意見の表明を受けたときは、これを尊重し、必要
とりくみ おこな つと
な取組を行うよう努めるものとします。

2 く き かん ぜんこう とりくみ おこな ないよう きゅうさい いん
区の機関は、前項の取組を行うときには、その内容を救済委員に
ほうこく
報告しなければなりません。ただし、同項の取組を行うことができ
りゆう つ きゅうさい いん ほうこく
ないときは、理由を付けてそのことを救済委員に報告しなければな
りません。

く じん そだ まな し せつ だんたい きゅうさい いん だい じょうだい こう
3 区民、育ち学ぶ施設および団体は、救済委員から第24条第2項
だい ごう ようせい どうこうだい ごう い けん ひょうめい う
第3号の要請および同項第4号の意見の表明を受けたときは、これ
そんちよう ひつよう とりくみ おこな つと
を尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとします。

だい しょう ざつそく
第6章 雑則

い にん
(委任)

だい じょう じょうれい し こう かん ひつよう き そく さだ
第28条 この条例の施行に関し必要なことは、規則で定めます。

ふ そく
附 則

じょうれい れい わ ねん がつついたち し こう
この条例は、令和4年4月1日から施行します。

なかのくこ けんり かん じょうれい しこう きそく
中野区子どもの権利に関する条例施行規則

(この規則で定めること)

だい じょう きのそく なかのくこ けんり かん じょうれい れいわ ねんなか
第1条 この規則は、中野区子どもの権利に関する条例（令和4年中
のくじょうれいだい ごう い か じょうれい しこう かん ひつよう
野区条例第16号。以下「条例」といいます。）の施行に関し必要
なことを定めるものとします。

(用語の意味)

だい じょう きのそく しょう ようご じょうれい しょう よう
第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用
語の例によります。

(条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが適当
と認める人)

だい じょう じょうれいだい じょうだい ごう ひと ひと けんり みと
第3条 条例第2条第1項のこれらの人と等しく権利を認めることが
てきとう みと ひと さい さい ひと つぎ あ
適当と認める人は、18歳または19歳の人で次のいずれかに当ては
まる人とします。

(1) そだ まな し せつ おも さい みまん ひと りよう かぎ
育ち学ぶ施設（主に18歳未満の人が利用するものに限りま
す。）を利用して人

(2) く ない ざいじゅう く がい がっこう せんしゅうがっこう かくしゅがっこう じどうふく
区内に在住し、区外の学校、専修学校または各種学校、児童福
祉施設その他子どもが育ち、学ぶために利用する施設（主に18
さい みまん ひと りよう かぎ りよう ひと
歳未満の人が利用するものに限ります。）を利用して人

(3) た くちょう ひつよう みと ひと
その他区長が必要と認める人

(かねることが禁止される職)

だい じょう つぎ あ ひと じょうれいだい じょうだい ごう きてい
第4条 次のいずれかに当てはまる人は、条例第22条第5項に規定
する委員（以下単に「委員」といいます。）および条例第24条第
1項に規定する救済委員（以下単に「救済委員」といいます。）と
なることができません。

(1) こっかい ぎいん ち ほうこうきょうだんたい ぎ かい ぎいん ち ほうこうきょうだんたい ちょう
国会議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長また
はせいとう た せいじ だんたい やくいん
は政党その他の政治団体の役員

(2) その他委員および救済委員の職務を行うことについて支障となるおそれのある職にあると区長が認める人
(中野区子どもの権利委員会の会長および副会長)

第5条 中野区子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)に会長および副会長を1人ずつ置き、委員が委員のうちから選びます。

2 会長は、権利委員会の事務全体を管理し、権利委員会を代表します。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理します。
(権利委員会の会議)

第6条 権利委員会は、会長がその会議に委員を集合させます。ただし、委員の全部が新しく任命された後の最初の権利委員会については、区長が委員を集合させます。

2 権利委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができません。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決まり、賛成する委員の数と賛成しない委員の数とが同じときは、会長の決めるところによります。

4 権利委員会の会議は、公開とします。ただし、権利委員会が必要があると認めるときは、公開しないことができます。

5 その他、権利委員会の会議に関し必要なことは、会長が権利委員会の意見を聞いて定めます。
(権利委員会の庶務)

第7条 権利委員会の庶務は、子ども教育部において処理します。
(救済委員に対する要請または意見の表明の申立て)

第8条 子ども(その子どもの関係者を含みます。)は、条例第26

じょう きてい きゅうさい いん たい ようせい い けん ひょうめい おこな
条の規定により救済委員に対し要請または意見の表明を行うこと
もと もうしたてしよ だい ごうようしき もうした おこな
を求めるときは、申立書（第1号様式）により申立てを行わなけれ
ばなりません。

2 ぜんこう きてい きゅうさい いん とく ひつよう みと
前項の規定にかかわらず、救済委員が特に必要があると認めると
きは、こうとう どうこう もうした おこな
きは、口頭により同項の申立てを行うことができます。この場合に
おいて、きゅうさい いん こうとう もうした ないよう こうとうもうしたて きろく
おいて、救済委員は、その口頭による申立ての内容を口頭申立記録
しよ だい ごうようしき きろく
書（第2号様式）に記録するものとします。

（ちょうさ じっし） （調査の実施）

だい じょう きゅうさい いん ぜんじょう きてい もうした い かたん もうした
第9条 救済委員は、前条に規定する申立て（以下単に「申立て」
といひます。）が あったときは、じょうれいだい じょうだい こうだい ごう ひつよう
な調査（以下単に「調査」といひます。）をするものとします。

（ちょうさ ばあい） （調査をしない場合）

だい じょう きゅうさい いん もうした つぎ あ
第10条 救済委員は、申立てが次のいずれかに当てはまるとき
は、ちょうさ
は、調査をしないことができます。

(1) じっさい さいばん あらそ ばあい さいばんしよ はんけつ
実際に裁判で争っている場合またはすでに裁判所において判決
とう ばあい
等があった場合

(2) じっさい なかの くふくし てきよう かか くじょう しより かん じょう
実際に中野区福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する条
れい へいせい ねんなかの くじょうれいだい ごう だい じょう きてい ふくし
例（平成2年中野区条例第35号）第10条に規定する福祉サー
ビスに関する かん もうした どうじょうれい
申立てがされ、または同条例によりすでに苦情の処
り しゅうりよう じ じつかんけい おな かん
理が終了していることについての事実関係と同じものに関するも
のであると きゅうさい いん みと ばあい
救済委員が認める場合

(3) きゅうさい いん た く しょくいん こうい かん ばあい
救済委員その他の区の職員の行為に関するものである場合

(4) ぐたいてき けんりしんがい ばあい
具体的な権利侵害がない場合

(5) た きゅうさい いん みと ばあい
その他救済委員が認める場合

2 きゅうさい いん もうした ぜんこうかくごう あ
救済委員は、申立てが前項各号のいずれかに当てはまることによ
り ちょうさ ちょうさ たいしょうがいつう ちしよ だい ごうようしき
り調査をしないときは、調査対象外通知書（第3号様式）によ
り、その もうした ひと い か もうしたてしや
申立てをした人（以下「申立者」といひます。）に理由を

つけて調査をしないことを通知するものとします。

(調査の同意)

第11条 申立てが子どもまたはその保護者によるものでないときは、救済委員は、調査をすることにつき、同意書(第4号様式)により、その子どもまたはその保護者の同意を得なければなりません。

2 前項の規定にかかわらず、救済委員は、その子どもの生命または身体を守るために必要がある場合において、その子どもの置かれている状況等から同項に規定する同意を得ることが困難であると認めるときは、その同意を得ずに調査をすることができます。この場合において、救済委員は、その子どもまたはその保護者の個人情報を守ることに十分気配りをしなければなりません。

(報告の求め、物件の提出の求めまたは質問)

第12条 救済委員は、調査をする場合において、必要があると認めるときは、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関に対し、報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をすることができます。

2 救済委員は、前項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとするときは、あらかじめ、調査実施通知書(第5号様式)により、育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関にそのことを通知しなければなりません。

3 救済委員は、第1項の規定による報告の求め、文書その他の物件の提出の求めまたは質問をしようとする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、その育ち学ぶ施設または団体の代表者その他の関係者の同意を得なければなりません。

4 救済委員は、前項に規定する同意を得て育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときは、身分証明書(第6号様式)を持ち、求

めがあったときは、これを出して示さなければなりません。

- 5 救済委員は、必要があると認めるときは、専門的なことに関する学識経験を備えている人等にその専門的なことに関する分析、鑑定等を依頼することを区長に求めることができます。

(調査の中止)

第13条 救済委員は、調査の開始後にその調査の申立てが第10条第1項に定めることのいずれかに当てはまることが判明したときは、調査を中止することができます。

- 2 救済委員は、前項の規定により調査を中止したときは、調査中止通知書(第7号様式)により、申立者(その調査について、第11条第1項に規定する同意をした子どもまたはその保護者(以下「同意者」といいます。))がいるときはその同意者を、調査実施通知書による通知をしたときはその通知に係る育ち学ぶ施設の代表者、団体の代表者その他の関係者または区の機関を含みます。次条において同じです。)に理由を付けて調査を中止したことを通知するものとします。

(調査の終了)

第14条 救済委員は、調査が終了したときは、調査結果通知書(第8号様式)により、申立者にその結果を通知するものとします。

(調整の実施)

第15条 救済委員は、調査の結果必要があると認めるときは、条例第24条第2項第2号の必要な調整をするものとします。

- 2 第12条第3項および第4項の規定は、前項に規定する必要な調整をする場合において、育ち学ぶ施設または団体の施設等に立ち入るときについて準用します。

(要請または意見の表明の通知)

第16条 救済委員は、条例第24条第2項第3号の要請または同

項第4号の意見の表明をしようとするときは、あらかじめ、要請・意見表明通知書（第9号様式）により、申立者（その調査について同意者がいるときは、その同意者を含みます。）および区長にその内容を通知しなければなりません。

（救済委員の職務についての連絡調整）

第17条 救済委員は、救済委員の職務に関し連絡調整を行う必要がある場合その他必要があると認める場合は、救済委員全員で構成する連絡調整会議を開くことができます。

2 前項に規定する連絡調整会議を開くときに、必要があると認めるときは、救済委員が救済委員のうちから代表救済委員を選ぶことができます。

（救済委員の職務の実施状況の公表等）

第18条 区長は、条例第25条第5項の規定により報告を受けた救済委員の職務の実施状況について、毎年度、その内容を公表するとともに、権利委員会に報告するものとします。

（専門職員の設置）

第19条 区長は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年中野区規則第48号）の定めるところにより、救済委員の職務を助けるための専門の職員を置くものとします。

2 前項に規定する専門の職員の職の設置および任用等に関し必要なことは、別に定めます。

（救済委員の庶務）

第20条 救済委員の庶務は、子ども教育部において処理します。

（子ども相談室の設置）

第21条 条例第24条第2項第1号の相談のための窓口として、子ども相談室を設置します。

（補則）

だい じょう
第 2 2 条 この規則に定めるもののほか、必要^{ひつよう}なことは、別に定めま
す。

ふ そく
附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行^{しこう}します。ただし、第 2 1 条
の規定^{きてい}は、同年 9 月 1 日から施行^{しこう}します。

第2期中野区子どもの権利委員会委員名簿

(◎：会長 ○：副会長)

区分	氏名	所属等
公募による区民	相川 梓	公募
	藤本 由利子	公募
	別當 知代	公募
関係団体が推薦する者	井田 みづき	中野区立小学校PTA連合会
	上田 麻子	中野区立中学校PTA連合会
	小宮山 郁子	東京人権擁護委員協議会中野区委員会
	隅田 亜弓	中野区次世代育成委員
	出竹 美奈	中野区社会福祉協議会
学識経験者	◎内田 塔子	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
	○林 大介	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授

委嘱期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日

第2期中野区子どもの権利委員会委員名簿（令和7年5月13日～）

（◎：会長 ○：副会長）

区分	氏名	所属等
公募による区民	相川 梓	公募
	藤本 由利子	公募
	別當 知代	公募
関係団体が推薦する者	井田 みづき	中野区立小学校PTA連合会
	大月 啓介	中野区立中学校PTA連合会
	小宮山 郁子	東京人権擁護委員協議会中野区委員会
	隅田 亜弓	中野区次世代育成委員
	出竹 美奈	中野区社会福祉協議会
学識経験者	◎内田 塔子	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授
	○林 大介	東洋大学福祉社会デザイン学部准教授

委嘱期間：令和6年6月1日～令和8年5月31日

第2期中野区子どもの権利委員会のあゆみ

1 第2期中野区子どもの権利委員会の開催状況

開催回	開催日時	主な審議内容
第1回	令和6年6月6日(木) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付式 ・諮問 ・委員及び事務局等の紹介 ・委員会運営及び委員会の進め方 ・子どもの権利に係る現状や課題の共有
第2回	令和6年7月25日(木) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区の子どもの意見表明・参加に関する取組の実施状況 ・中野区子ども総合計画令和5年度事業実績の評価・検証 ・令和5年度中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)活動報告
第3回	令和6年11月14日(木) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・推進計画の評価・検証に関する審議 ・子どもの居場所に関する審議
第4回	令和7年2月3日(月) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・萩原建次郎氏による子どもの居場所に関する講義 ・子どもの居場所に関する審議
第5回	令和7年4月15日(火) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・子どもの居場所に関する審議
第6回	令和7年5月13日(火) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・中間答申(案)について ・今後の権利委員会の進め方について

開催回	開催日時	主な審議内容
第7回	令和7年7月29日(火) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区子ども総合計画令和6年度実績の評価・検証 ・令和6年度中野区子どもオンブズマン活動報告 ・子どもの居場所に関する審議
第8回	令和7年9月4日(木) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の振り返り ・子どもの権利の日フォーラムなかの2025における子どもの意見聴取について ・子どもの意見聴取について ・子どもの居場所に関する審議
第9回	令和7年11月1日(土) 午後1時45分～4時	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の日フォーラムなかの2025における子どもへの意見聴取及び子どもの権利委員会活動紹介
第10回	令和8年1月22日(木) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見聴取の実施状況について ・答申(イメージ)について
第11回	令和8年4月28日(火) 午後7時～9時	<ul style="list-style-type: none"> ・答申(案)について

2 その他の活動の実施状況(他機関との連携、子どもへの意見聴取など)

実施日	活動分類	活動内容／意見聴取訪問先
令和6年7月25日(木)	他機関との連携	中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)による令和5年度活動報告
令和6年8月22日(木)	他機関との連携	第6期第4回中野区子ども・子育て会議にて中野区子ども総合計画令和5年度事業実績の評価・検証について報告
令和7年2月3日(月)	講義	萩原建次郎氏による子どもの居場所に関する講義の受講
令和7年7月29日(火)	他機関との連携	中野区子どもの権利救済委員(子どもオンブズマン)による令和6年度活動報告
令和7年10月12日(日)	意見聴取	桃園地区まつり文化祭
令和7年10月18日(土) 19日(日)	意見聴取	江古田地区祭り
令和7年10月22日(水)	意見聴取	社会福祉法人 愛児の家
令和7年10月23日(木)	意見聴取	キッズ・プラザ武蔵台
令和7年10月27日(月)	意見聴取	北原児童館
令和7年10月27日(月)	意見聴取	中野中学校
令和7年10月28日(火)	意見聴取	キッズ・プラザ緑野
令和7年10月28日(火)	意見聴取	NPO 法人文楽舎みんなのよりば
令和7年10月31日(金)	意見聴取	龍の子保育室
令和7年11月1日(土)	意見聴取	子どもの権利の日フォーラムなかの2025

実施日	活動分類	活動内容／意見聴取訪問先
令和7年11月4日(火)	意見聴取	「チャレンジクラス」N組
令和7年11月6日(木)	他機関との連携	第6期第10回中野区子ども・子育て会議における子どもの権利に関する意見交換
令和7年11月27日(木)	意見聴取	中野区国際交流協会(ANIC)
令和7年11月28日(金) 12月5日(金)	意見聴取	中野区子ども発達センターたんぽぽ
令和8年1月26日(月)	意見聴取	NPO 法人 HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援

こ ども の い け ん ち ょ う し ゅ じ っ し じ ょ う き ょ う 子どもの意見聴取の実施状況

I もくてき 目的

なかのくこ けんりいいんかい こ いばしよ かん しんぎ すす なかのくこ
中野区子どもの権利委員会では、子どもの居場所に関する審議を進める中で、中野区の子どもたちが
こ いばしよ げんじょう ひつようせい おも いけん おも き さんこう
子どもの居場所の現状や必要性についてどう思っているか、意見や思いを聴き、参考にするため、子
どもたちに意見を聴きました。

II じっしげしよ ほうほう ないよう 実施場所、方法、内容

■ じっしげしよ 実施場所

(1) こ けんり ひ
子どもの権利の日フォーラムなかの2025

(2) なかのくない かくしせつ
中野区内の各施設

① じどうかん
児童館、キッズ・プラザ

② エヌピーオーほうじんがくしゃ
NPO法人文楽舎みんなのよりば

③ ちく
地区まつり

④ しゃかいふくしほうじん あいじ いえ
社会福祉法人 愛児の家

⑤ なかのちゅうがっこう 「チャレンジクラス」N組

⑥ たつ こほいくしつ
龍の子保育室

⑦ なかのくこくさいこうりゅうきょうかい アニック
中野区国際交流協会 (ANIC)

⑧ なかのくこ はったつ
中野区子ども発達センターたんぽぽ

⑨ エヌピーオーほうじん ハ ティ ジャパン たぶんか たげんご こ はったつしえん
NPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援

(3) た けんりいいんかい いいん みちか こ いけん き
その他(権利委員会の委員が、身近にいる子どもたちから意見を聴きました。)

■ ほうほう 方法

- ちよくせつはなし き と
・直接話を聴いてメモを取る
- ・アンケートや模造紙に書き込んでもらう
- ・その他、白い紙に絵を描いてもらう など

■ こ けんり ひ 子どもの権利の日フォーラムなかの2025における意見聴取の形式

・ なかのくやくしよ じっし
中野区役所ナカノバで実施した、子どもの権利の日フォーラムなかの2025では、ステージ上
とういいんかい かつどうしやうかい おこな あと した せっち かんきやく こうかい かたち こ
当委員会の活動紹介を行った後、ステージ下にマットとテーブルを設置し、観客に公開する形で子
どもから いけんちやうしゆ おこな かいじやうこうほう もぞうし ようい とお
どもから意見聴取を行いました。また、会場後方にも模造紙を用意し、通りがかりの子どもや保護者
から意見 いけん
をいただきました。

■意見聴取にあたって

・意見聴取にあたっては、何のために意見を聴くのか、聴いた意見をどのように活用するかなどについて、わかりやすく情報提供するとともに、答えたくないことについては、無理に答えなくてよいことを説明しました。

・子どもがリラックスできるように、お菓子を用意するなどの工夫を行いました。

■意見聴取の様子

・江戸田地区祭りの様子



・子どもの権利の日フォーラムなかの2025の様子



・意見聴取に用いた模造紙



■ 内容：

子どもの居場所の現状や必要性について子どもたちの意見を聴くために、

例えば、こんな質問をしました。

- ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。
- ・あなたはどのような居場所がほしいですか。
- ・あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。
- ・あなたが中学生なら、乳幼児・小学生の子どもにどのような居場所をつくってあげたいですか。
(あなたが高校生なら、乳幼児の子ども・小学生・中学生にどのような居場所をつくってあげたいですか。)
- ・中野区の既存の居場所(児童館や区民活動センターなど)を使ったことがありますか。 など

Ⅲ 結果

子どもの権利の白フォーラムなかの2025での意見聴取

1	<p>1 学校に関する意見</p> <p>(1) 授業について</p> <ul style="list-style-type: none">・みんなで話し合う授業がほしい。・楽しく授業が受けられるようになりたい。・iPadはなくしてほしい。・iPad6年生だけ禁止をなくしてほしい。・テストは紙がいい。・体育で迷路をしたい。・理科のテストをiPadでやるのをやめてほしい。・体育で走りたくない。 <p>(2) 休み時間について</p> <ul style="list-style-type: none">・中休み、昼休み、1・2時間目の休み時間など、休み時間が少ないので、長くしてほしい。・中休みと昼休みが長い。・休み時間を増やしてほしい。 <p>(3) 給食について</p> <ul style="list-style-type: none">・学校の給食の飲み物を選びたい。・給食がおいしい。・あげパン大好き。ラーメン大好き。・中華料理を給食で出してほしい。・給食でオムレツ食べたい。 <p>(4) 先生について</p> <ul style="list-style-type: none">・くだらないことで先生が怒らないでほしい・保健室の先生がもっと優しいといい。・失敗しても笑ってくれる先生がいたらいい。・もっと伝えたいことをちゃんと伝えてくれる先生がいい。
---	---

1	<p>子どもの権利の日フォーラムなかの2025での意見聴取</p> <p>1 学校に関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まともな教員を増やしてほしい。そのために教員の給与を増やして労働環境を良くしてあげてほしい。 ・先生が勝手に決めないでほしい。 <p>(5) その他</p> <p>①校則等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校則をよりよく改変したい。 ・シャーペン禁止にしないでほしい。 ・プールの時に1度温度が高ただけで中止になる。 ・自転車通学アリがいい。 ・学校のルールがないのがいい。 ・キーホルダーをつけたい。(ルールで禁止されている。) ・ロケットえんぴつOKがいい。 ・学校にラノベ置いてほしい。児童が規制の抜け道を探さざるをえない状況を作らないでほしい。 ・ゲーム持込OKにしてほしい。 <p>②学校への希望について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手作りパンを学校で作りたい。 ・学校にゲーセンがあったらいい。 ・学校の図書にマンガがほしい。 ・もっと学校を新しくしてほしい。 ・学校の周りにボディガードがほしい。 ・学校の校庭を広くしてほしい(桃園第二小学校) ・学校の中に商店街があるといい。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室で机を6つつなげて卓球してる。たのしい。 ・学校ヤダ <p>2 児童館、キッズ・プラザ、学童クラブに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童館を増やしてほしい。 ・児童館にWi-Fiがほしい。 ・キッズ・プラザに「ジャンプ」があるといい。 ・児童館はマンガをもっと増やしてのんびりできるといいな。 ・学童で一輪車を毎日やりたい。 ・全ての学校に学童があってほしい。 <p>3 公園に関する意見</p> <p>(1) 遊具について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園の遊具を多くしてほしい。 ・ブランコ、すべり台、鉄棒をもっとやりたい。 ・公園などにトランポリンがあるといいな。
---	---

1	<p>子どもの権利の日フォーラムなかの2025での意見聴取 3 公園に関する意見</p>
	<p>(1) 遊具について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きい公園(遊具たくさん) ・公園にブランコを足してほしい。 ・平和の森公園に一輪車の貸し出しがほしい。 ・江古田の森公園の広場に遊具がほしい。 ・もっとたくさん遊具とかアスレチックがほしい！！ <p>(2) その他公園の設備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機が公園にあったらいい。 ・蚊が少ない公園を作してほしい。 ・もっと公園に池や山、飛び石など自然がほしい。 ・丸山公園のトイレが汚いから新しくしてほしい。 ・天神公園の虫をどうにかしてください。(ハチとかケムシ) ・のんびり芝生で寝る所などとGOOD?! <p>(3) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園増やしてほしい。 ・都立公園の誘致 <p>4 その他施設に関する意見</p> <p>(1) 遊べる場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲームセンターを増やしてほしい。(とりやすいところ) ・クレーンゲームが無料でできたらいい。 ・大きい子向けのプレパをやってほしい。 ・中高生が放課後とか遊べる場所 ・遊ぶ場所ほしい！！遊園地とか ・金がかからない遊び場 ・子どもだけで行けるカラオケがほしい。 ・ゲームが使い放題のところ。 ・室内で遊べる場所 ・工作できる場所 ・自転車で遊べる場所 ・ボールを投げられるところ ・電車と車で遊べる場所 ・とても大きく楽しいアスレチック。騒いでも大丈夫な所。遊具が大きいところ。 ・緑野小の近くにもっと遊べる場所がほしい。 ・日曜日も遊べる・過ごせる場所がほしい。(児童館休みなし) <p>(2) 自由に過ごせる場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiがあるところを増やしてほしい。 ・安心して勉強できる場所。

1	<p>子どもの権利の日フォーラムなかの2025での意見聴取 4 その他施設に関する意見</p> <p>(2) 自由に過ごせる場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気軽にいける場所がほしい。 ・入り浸れる場所を増やしてほしい。何も言わずに6時くらいまでいても大丈夫な世界にしてほしい。 ・交友関係を増やしたい。 ・中高生が静かに勉強できる場所 ・夏に使える公園の近くに涼しいところがほしい。 ・空調完備の広場。Wi-Fiもほしい。 ・同学年と交流できる学外の場所 ・屋内で自由に入れる休憩スペース。テーブルやいすがあって友達と話せるような場所 ・公共の場（みんなで勉強できるところ）（質問できる） ・休む場所などあるといい。 ・落ち着ける所がほしい。 ・お菓子がいっぱいもらえるところ ・4年生～いれる大人も過ごせる場所 ・ゆっくり過ごせる室内スペース（天候に左右されない） ・プールがあればいい。 ・人形がいるところ <p>(3) 自然や動物と触れ合える場所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生き物と触れ合えるところ ・猫カフェみたいなどころに無料で入れて触れ合えるといい。 ・無料で動物と触れ合えるところがほしい。 ・ジャングルと魚釣り ・お花畑があるといい。 ・もっと自然がほしい。 <p>(4) お店や飲食店、レジャー施設等を作ることにについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博物館が近くにあつたらいい。 ・博物館の説明を増やしてほしい。 ・本物が見られる博物館 ・コンビニを増やしてほしい。 ・すしや ・映画館（東宝シネマズ）作ってほしい。 ・子どもと一緒に見れる映画館 ・駄菓子屋さん（ポテチとかもほしい） ・アニメイトほしい ・マンガミュージアム中野に作ろう。 ・イオンモールがほしい ・ディズニーランドがほしい ・本屋さんがもっとあってほしい。 ・ポケモンカードがいっぱいあるところ
---	---

1	<p>子どもの権利の日フォーラムなかの2025での意見聴取 4 その他施設に関する意見</p>
	<p>(4) お店や飲食店、レジャー施設等を作ることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プリキユアに会える場所がほしい。 ・自転車を練習できる場所 ・エキ近にスキ間じかんを預かってくれる安心・楽しい場所 ・小学生以降夜20時まで預かってくれる場所 ・お菓子の家 ・暴言を吐いてもいい場所 ・気にせず愚痴れる場所がほしい。 ・不審者が入れない居場所 <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場を増やしてほしい。 ・駅前とか商店街にベンチがほしい。 ・こわい大人がいる所はいやだけど安心できる大人がいる場所がほしい。 ・花火がしたい。 ・サンプラザどうにかしてほしい！！ ・ブロードウェイの時計屋をなくしてほしい。 ・人口が多いのに便利なところがない。 <p>5 その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・満足です。 ・パワハラダメ絶対 ・くま来ないでほしい。 ・おまつりをふやしたい！ ・世界が自由になったらいい。 ・戦争をやめて平和になってほしい。 ・たばこの売る数を減らす。 ・子どもの近くでタバコを吸わない。 ・体によくないものはやめてほしい。 ・人がいないと怖いからいやだ。 ・行きどまりをふやさないでほしい。 ・のんびりしている時がいい。(座敷の部屋) ・近所の面白くて話のうまいお兄さんがほしい。 ・マンガ、イラスト、小説等をアップして見てコメントできるサイトがほしい。 ・金がほしい。月50万円(一世帯につき)くらいタダで配ってほしい。子どもに経済を回させてほしい。 ・推しの事(だけじゃなくても可)をえんえんとだべりたい。ばかうけとか、カントリーマアムとかが置いてあって、子どもだけでだべりたい。

2	<p>北原児童館での意見聴取</p> <p>(1) 北原児童館を使ってみてどうですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 北原小学校内にある北原ランドは、下校後そのまま利用できるのととても良い。(小学校4年生) <p>(2) 中野区にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <p>(小学校5年生)</p> <ul style="list-style-type: none"> サッカー場(トレーニング施設含む) <p>(小学校4年生)</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲食ができるカフェやファミレス 文房具を購入できる店舗が少ない。 子どもが購入しやすい駄菓子屋、絵画教室など、〇〇教室的な参加しやすい施設 北原小学校のおやじの会が企画する『学校でテントに泊まろう』『水遊び』など、学校では味わえない企画に参加できて良い。 無料で飲食ができるところ。 屋内でサッカーなど広く遊べる施設。ラウンドワンのような施設。屋内で小さな子どもが遊べる施設 動物園にあるふれあい広場のよう、犬やハムスターなど動物に触れることができる施設 室内プール(浮き輪なども使用できる) サッカー場 <p>(小学校4年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ディズニーランドのような施設 ゲームができる施設 <p>(小学校3年生)</p> <ul style="list-style-type: none"> 卓球場
---	---

3	<p>キッズ・プラザ武蔵台での意見聴取</p> <p>(1) キッズ・プラザや区の施設を使ってみてどう思いましたか。どんな場所だったら使ってみようと思いますか。</p> <p>(小学校1年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽しい。 遊具がもっとほしい。 学童やキッズ・プラザ利用中もつきやま(武蔵台小の大きな滑り台)で遊びたい。 <p>(小学校1・2年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童はお菓子が食べられるから良い。 ピアノができるのがうれしい。 キッズ・プラザにはないポケモンカードを入れてほしい。 <p>(小学校1・4年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知らない人と仲良くなれてうれしい。 ゲーム類、バイブレード、テレビ、漫画のつづき、リアルなレゴ(手足が動く)がほしい。
---	---

3	<p>キッズ・プラザ武蔵台での意見聴取</p> <p>(1) キッズ・プラザや区の施設を使ってみたいと思いましたか。どんな場所だったら使ってみようと思いますか。</p>
	<p>(小学校2・3年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい。 ・遊ぶのは楽しいけど、宿題が大変。 ・区民活動センターで土日に本を借りたり、お能を習っている。 ・キッズ・プラザでは学童の子と同じようにおやつが食べたい。 (好きなおやつはカルパス、カルピスアイス、ポテコ、マカロン、ケーキ) <p>(小学校3年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい。 ・狭い。 ・好きなことをさせてほしい。 ・たまに理不尽なことを言われる。(挨拶が小さいだけで怒られる。) <p>(小学校5年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽しい。今のままで満足。 <p>(2) 中野区にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <p>(小学校1年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あそびマーレのトランポリン ・ハワイみたいなビーチ <p>(小学校1・2年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水族館、映画館、動物園 ・プリキュアセンター、ポケモンセンター <p>(小学校1・4年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一蘭、映画館 ・安心して過ごせる場所 ・子どもたちが嫌がらない勉強が楽しめるところ(チャレンジタッチみたいな) ・スポッチャみたいなところ <p>(小学校2・3年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊園地 ・ゲームセンター ・お金がもらえるところ ・図書館、本が一生読めるところ ・ビバホーム ・キッズニア <p>(小学校3年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロレスができるところ。 ・ゲームを持って行っていいところ。 ・昭和な感じの駄菓子屋。 ・軟式野球のできる場所

3	<p>キッズ・プラザ武蔵台での意見聴取 (2) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・植物園、自然公園、虫などもいる生物園。 ・自転車で遊べる公園。 ・冷水器やドリンクバーがある場所。 ・ボールで遊べる場所、バスケットボールがほしい。 (小学校5年生男子) ・本屋さん ・いじめのない場所 ・子どもが笑顔でいられる場所 <p>(3) その他に意見はありますか。 (小学校3年生男子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蜂のいる場所をちゃんと点検してほしい。 ・ゴミ箱がほしい。 ・地区まつりをもっとやってほしい。 ・八成公園のブランコを増やしてほしい。 ・図書館がもっとほしい。 ・野球場がほしい。 ・ポイ捨てが多いからポスターを貼ってほしい。

4	<p>キッズ・プラザ緑野での意見聴取</p>
	<p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。 (小学校1年生女子)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漫画に特化した図書館 ・遊園地 ・ブランコや滑り台がある公園 ・木の彫刻で作った動物たちを、学校や公園など地域に飾る。 ・ビュッフェが食べられるレストラン ・テーブルが多く設置してある場所で塗り絵をしたい。 ・気軽に英語を習える場所 ・黒板に絵を描くことができる場所・トランポリンやゲームをする場所 ・子どもでも運転できる車を使って運転できる場所 ・魚釣りができる場所 ・自由に使える綺麗なトイレ (小学校1年生男子) ・レスリングや相撲ができる場所 ・アイスクリーム屋さん ・どれだけ騒いでも大丈夫な場所 ・イライラしたときに入れる場所

4	<p>キッズ・プラザ^{みどりの いげんちようしゆ}での意見聴取 (1) 中野区にあつたらいいなと思う場所^{おも ぼしよ}はどんな場所ですか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーションやライトアップされた場所^{ぼしよ} ・以前、学校^{いげん がっこう}にランチルームや学年、多学年での給食^{かくねん たかくねん きゅうしよく とりくみ}の取組があったことを親から聞いたのでやってほしい。 ・おまつりらしいおまつりを作^{つく}ってほしい。(射^{しゃ}的^{てき}、わたあめ、かき氷^{こおり}、くじ引き^{くじびき}、輪^わ投げ^な、テーブルクロス^{びき}引きなど) ・ゲームセンター ・駄菓子屋^{だ が し や} ・カタキができる場所^{ぼしよ} ・運動^{うんどう}ができる場所^{ぼしよ} ・野球^{やきゅう}ができるドーム(学校^{がっこう}で各学年^{かくがくねん}チームを作り対^{たい}抗^{こう}戦^{せん}をしたい) ・宿題^{しゅくだい}ができる場所^{ぼしよ} ・祖父^{そふ}と過^すごせる場所^{ぼしよ} ・学校^{がっこう}を広くして、図書館^{としよかん}やカラオケ、宿題^{しゅくだい}等^{とう}ができる教室^{きょうしつ}を増^ふやす。(学校^{がっこう}で過^すごせるようにしたい。)(小^{しょう}学^{がく}校^{がう}2年生^{にんせい}男子^{なんし}) ・ゲームセンター ・駄菓子屋^{だ が し や} ・星^{ほし}を見^みることができ^きる場所^{ぼしよ} (高^{たか}いビル)

5	<p>NPO法人^{ほうじんぶんがくしや}文楽舎^{ぶんがくしや}みんなのよりば^{いげんちようしゆ}での意見聴取 (1) 普段^{ふだん}よく過^すごしている場所^{ぼしよ}はどこですか。その場所^{ぼしよ}は、どんなところ^{たの}が楽しいですか。 ・大きな公園^{おお こうえん}が好きで、普段^{ふだん}はセントラルパーク^いに行くことが多い。(中^{ちゅう}学^{がく}生^{せい})</p> <p>(2) 中野区にあつたらいいなと思う場所^{おも ぼしよ}はどんな場所ですか。 ・シーソーや、ローラー滑^{すべ}り台^{だい}、トランポリンなどがある公園^{こうえん}に行^いってみたい。 ・いつでも無^む料^{りょう}で見^みられる映画館^{えいがかん}がほしい。 ・中^{ちゅう}学^{がく}生^{せい}が自由^{じゆう}に出入^{でい}りできるフリースペースやカフェがほしい。 ・雨^{あめ}のときにゲームセンターやカフェがほしい。 ・大^{おお}きな公園^{こうえん} ・禁^{きん}止^しをなくした公園^{こうえん} ・滑^{すべ}り台^{だい}、シーソー ・トランポリンができるところ ・いつでも観^みられる映画館^{えいがかん} (映画村^{えいがむら}みたいなどころ)</p> <p>(3) 学校^{がっこう}で過^すごしている時^{とき}に感^{かん}じることはありますか。(外^{がい}国^{こく}出^{しゅつ}身^{しん}の子^こどもに質^{しつ}問^{もん}) ・先生^{せんせい}に猫^{ねこ}のデ^でザ^ざイン^{いん}の黒^{くろ}のピン留^{ちゆうめ}めをして行^いったら注^{ちゅう}意^いをされた。 ・口^{くち}笛^{ふえ}を吹^ふくことを学校^{がっこう}で禁^{きん}止^しされている。 ・「校^{こう}則^{そく}」に関しては何^{なに}ぞそれがいけ^いないの^のか、理^り由^{ゆう}を教^{おし}えてほしい。先生^{せんせい}も「校^{こう}則^{そく}としての決^きまり」という^いだけで言^いっている様^{よう}子^すがある。</p>
---	---

5	<p>エヌピーオーほうじんぶんがくしゃ NPO法人文楽舎みんなのよりばでの意見聴取</p> <p>(3) 学校で過ごしている時に感じることはありますか。(外国出身の子どもに質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の校則に疑問があっても怖くて聞けない。 ・給食が食べられないものが多く、白米だけを食することが多いが学校で海苔を出してくれる。その海苔も食べられないので、フルーツなどをおかわりしたくても、海苔を食べないとおかわりさせてもらえない。小学生の時は食べられないものを減らして、食べられるものを増やしてくれていたもので、ありがたかった。 ・日本の給食はおいしくない。もっと辛い物がいい。 ・食文化の違いから、給食が味気なく残してしまうことがある。スパイスなどを持ち込んで味を濃くできるようにしてほしい。 ・iPadを見ながらテストができる。 ・テストの際、英語で記入している先生と日本語しか認めてくれない先生がいる。内容は間違っていないのに、×が付くのは残念。問題用紙にも「必ず日本語で書きなさい」などは記載されていない。最初に説明するか、他の教科と同じにしてほしい。 <p>(4) スタッフの方からの聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文楽舎では、子どもたちが「なにもしない」でいられる場所であることがコンセプトである。 ・保護者が気軽に話を聞いてもらえる場としても機能している。 ・「今」に寄り添うことを大事にしている。 あれをしないで、これはダメなどと言わないで、子どものやることを見守ることを大切にしている。 玄関のくつも子どもたちが、踏まれるといやだと感じて、互いに注意し合うようになった。 ・大人が笑顔を失っている。 「おかえり」「さようなら」と必ず声をかけると子どもも挨拶するようになる。 「～してはダメ」と否定型から入らないようにしている。 ・外国にルーツがある子どもたちや保護者の中には、行事の連絡などが学校の印刷物や説明では、分からないことがあるので、通訳している。
---	---

6	<p>えごたちく 江古田地区まつりでの意見聴取</p> <p>(1) キッズ・プラザを使ったことがありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キッズ・プラザにはお母さんがお仕事の時に行く。キッズ・プラザは学童があり、学童の子はお菓子が出るけれどキッズのほうは出ない。出るといいのに。(キッズ・プラザに行かないときはマンションのエントランスで遊んでいる。) ・もう少し珍しいゲームが欲しい。遊具がなくなってほしくない。ブランコが好き。 ・みずのとうは卓球できるのが良い。みんなでゲームできるのがいい。 ・テトリス、おりがみで人形ごっこをして遊ぶ。 ・春からキッズ・プラザの業者が変わった。2回行って行かなくなった。前は先生が優しくイベントがたくさんあった。(親御さんからの補足：以前は熱心にキッズのお便りを読むような子だった。先生方がかわり、息子は見向きもしなくなりました。) ・学童に行っている。おもちゃを持って行っていいのが良い。時間内に片付けられないと、そのおもちゃが禁止になるルールをなくしたい。
---	--

6	<p>江古田地区まつりでの意見聴取 (1) キッズ・プラザを使ったことがありますか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームができないのが嫌。友達とポケモンがしたい。申込制の工作ランドがあるのはいい。 ・キッズ・プラザにいる6年生たちが威張っているのが嫌。遊んでいると、先にやらせろと言われる。いいかえすと、からまれる。もっと下の学年にやさしくしてほしい。 ・いろんな友達と遊ぶ。もっとおもちゃが欲しい。漫画も欲しい。 ・おりがみであそぶ。バイブレードやりたい。 ・キッズ・プラザは、ほかの人がうるさい。 <p>(2) 中野区にあったらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・にじいろの滑り台があるといい。 ・ブランコがほしい。(江古田小学校にあるといいな。) ・どこでもドアが欲しい。 ・ブランコ、鉄棒(今は小学校には鉄棒があるけどブランコがない。公園にはブランコがあるけど鉄棒がない、両方あるといいのに。) ・公園に遊具が少ないので、もっと遊具がたくさんある公園がほしい。シーソーとかブランコとか遊具がたくさんあるといいし、珍しい遊具も欲しい。 ・友達とゆっくりお菓子が食べられる場所があるといい。 ・夏に外で涼める場所が欲しい。ベンチがあるといい。 ・学校をもっと明るく元気にしたい。 ・もっと公園が増えるといい ・ボール遊びはあんまりしない ・公園に上半身裸で寝ている人がいる。白焼けているのだと思う。時々声をかけられていやな気持ちになる。煙草も吸っている。 ・いっぱい遊べるところ ・迫力のあるところ(もっと中野を迫力のある楽しい街にしたい。) ・TVゲームやボードゲームでいろんな人と戦いができるといい。 ・中野駅まで病院に定期的に通っている。バスの運転手不足と聞いた。自動運転などをできるようにして、本数を増やしてほしい。 ・北江古田公園、閉まる期間があるのが残念 ・いやな先生をいなくならせたい。やさしい先生がいる場所を増やしたい。やさしいとは、言葉が優しい、イベントの説明がわかりやすい、ニコニコしている。 ・お金がなくても入れる遊園地。身長が関係なく、乗り物に乗れる。 ・部屋の中で好きなことができる場所。外は暑い。 ・動物と触れ合える場所 ・遊園地、プール(練馬区だと赤ちゃんと小学生と遊ぶ場所がある(保護者より)) ・静かに過ごせる場所。図書館など。食べられるエリアがあるといい。

7	<p>桃園地区まつりでの意見聴取</p> <p>(1) キッズ・プラザを使ったことがありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 行ったことがある。夏は外が暑いから、中は涼しくていい、工作とか楽しい。 <p>(2) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> お菓子を食べながらゲームができる場所 夏は外が暑くてゲームする場所がなかった。友達と公園に行っても暑かったからすぐに帰った。友達の家にもお母さんがいないと入れなくて、玄関の前とかマンションの入り口で遊んだりした。 公園は遊具がないから、ブランコとかあるといい。 <p>(3) 普段感じることはありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 昼休みにもっとたくさん遊びたい。 自分が遊べても友達が習い事とかあると一緒に遊べないから一人でいることもある。
---	--

8	<p>社会福祉法人 愛児の家での意見聴取</p> <p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ゲームセンターが欲しい。 大きな公園が欲しい。大きな滑り台や鉄棒、観覧車があつたらいい。 (公園について、小学生は「公園がたくさんある」、中学生は「少ない」と感じている様子) 洋服をかう場所 (GUとか) ドンキホーテ 文具屋さん カフェ ピアノを習っているので発表できる場所も欲しい。自由にピアノが弾ける場所もいい。 ダイソー 本屋 映画館 <p>(2) あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 楽しいところ ・遊び場 ・わくわく感のあるところ ・大きな公園 ・映画館 お菓子の街 ・注射が痛くない町 ・安心できる大きな病院 ・ハッピーワールド 体育の時間を増やしてほしい。
---	---

9	<p>中野中学校での意見聴取</p> <p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 人とかがかわらずゆっくりできる場所 友達と楽しくしゃべれる場所 (だらだらできるところがほしい。) 静かに勉強できるスペース (家だと落ち着かない。図書館は小学生などがいて落ち着かない。) 中学生も幼児も伸び伸び遊べる場所
---	---

9	<p>中野中学校での意見聴取</p> <p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜景がきれいな場所 ・先生とのんびり話せる場所。(中野中学校の先生は、みんな好きだけどとても忙しそうで、ゆっくり無駄話をするということができない。もっとゆっくり話をしたい。) ・スポーツができる場所。(予約なしでいかれるといい。友達たくさんでやりたい。部活以外でも一緒にスポーツをやりたい。) ・中高生向けの遊べる場所を増やしてほしい。 ・芝生のある広い公園で、ボールで遊べたらもっと遊ぶ。 <p>(2) あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボールが使える広い公園 ・自然が多いところ。自然がいっぱいのところ。 ・いつも開いている場所(公民館のようなところは、日曜日や祝日が休みのところが多い。) ・中野区のシンボルのようなものを残してほしい。 ・安心して遊べる場所。 ・図書館と勉強室を合わせたところ。(夜9時頃まで使えるといい。) <p>(3) その他意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生がとても忙しそうで、用事がなければ話すことができない雰囲気があり、寂しい。先生と色々な話をのんびりする時間がほしい。 ・自分の家は居場所となっていて、ゆっくりできる。勉強は集中してやれる場所がほしい。
---	---

10	<p>「チャレンジクラス」N組での意見聴取</p> <p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料で大人ともっと話し合える機会がほしい。 ・友人に国会を傍聴しに行っている仲間もいるけれど、もっと彼に見合った居場所も見つけてほしい。 ・専門的な知識を学べたり、聞きに行けたりできる場所(ものづくり) ・家が一番落ち着く。やりたいこともできて出かなくても自宅で完結する。 ・学校を休んでいるのに「出かける」という意識はない。 ・学校でも、多様な子が多様に過ごせる時間の配分・空間づくりができるといい。 ・子どもたちがコーディネートする有意義に過ごせる空間(教室)づくり ・毎週水曜日はお休み(週休3日制) ・夏休みなど休みの期間が長いので、そんなときでも自由に出入りできる学校(機会) ・もっと先生と話し合いができるカリキュラムづくり ・保護者や大人とディスカッションできる時間づくり <p>(2) 学校で過ごしている時に感じることはありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校則は「禁止する理由」を教えてほしい。先生に聞いても答えがない。
----	---

10	<p>「チャレンジクラス」N組での意見聴取 (2) 学校で過ごしている時に感じることはありますか。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けは「慣らし期間」が欲しい。午前中だけの授業とかで少しずつ心身を整えられる期間があったらいい。 ・行事のときだけ「半強制的」に参加しなければならないことが多く、周りからの自や「こんなときだけ来て」などSNSでも見かけるので、コメントが重くのしかかる。とても負担に感じる。 ・学校に行くと褒められるのも違うと思う。普段学校に行っている子たちは当たり前のことだと思われて褒められたりしないのに、不登校気味の子もたちは行くと褒められるので、「ずるい」と言われる(SNSなどで)こともある。 ・自分達も「学校に行けることが、特別偉いことではない」と思っている。 ・「任意」という「半強制的な圧」を感じることもある。 ・「禁止」とは言われない「認めていません」という曖昧さが戸惑いを生む。 ・「不調」を「気持ちの問題」と捉えられるのが苦しい。 ・子どもを「軽視」する風潮があると感じる。 ・もっと話を聞いてくれる大人がいると違うと思う。(「大人」も「子ども」も同じ人間)

11	<p>龍の子保育室での意見聴取</p>
	<p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと一緒に遊んだり食べたりする場所。児童館も使用するが、小学生以上の子もたちも利用するため、気兼ねなく利用することができない。(11ヶ月児保護者) ・何よりもこの保育室に預けていることが、親にとって安心なこと。(6ヶ月女児保護者) <p>(2) お子さんの様子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・0歳児：泣く、手を振る、手を体に当ててなどの行為で意思表示をしている。 眠い、おむつが不快、ミルクが飲みたいなど、訴えて伝えようとする。 0歳児同士、隣が泣いて訴えていると、気を遣って自分の訴えを待とうとする子もいる。 ・1、2歳児：楽しい、おやつが食べたいなど、自分の欲求をしゃべる(しっかりと言語になっていないが)、指差しなどで訴える。 <p>(3) スタッフの方からの聞き取り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人の保育士で考えず、チームで考えるようにする。 そうすることで、子どもたちの訴えや欲求に対し、様々なあたりをつけることができスムーズに受け止めることができる。 ・子どもも親も、子どもの自我が顕著になる前に、子どもの意思ではなくとも生活習慣を体得することが大切だと考える。それをベースに、次のステップとして、子どもの自我や主体性を伸ばす。 ・毎日、スタッフは、『これは子どもの権利なのか』『生活習慣として必要なことなのか』を天秤にかけながら対応している。 ・当たり前の生活習慣ができるようになることは、自立を生むことにつながる。例えば、1歳児でも、大好きなトミカのオムツにお漏らしをするとショックを受ける。

11	<p>龍の子保育室での意見聴取 (3) スタッフの方からの聞き取り</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児は、小学校の6年間より0歳からの6年間の方が劇的に濃い日常で、その中で、高いコミュニケーション能力を育てている。 ・2歳までしか在籍できない保育室なので、3歳からは別の保育園に転園することになる。しかし、親にスポットライトをあて、転園後もつながりを持ち安心安全で過ごせるよう、親の会を立ち上げている。

12	<p>中野区国際交流協会 (ANIC) での意見聴取</p> <p>(1) 中野区にあつたらいいなと思う場所はどんな場所ですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛙や虫がいない公園 ・虫がいないところ ・虫や蝶がたくさんいる大きな公園 (公園で虫をさわりたい) ・池がある公園 ・犬がいっぱいいる公園 ・ウサギがいる公園 ・遊具が多い公園 ・きれいなところ ・こわいところ ・母と父がいる家 ・お部屋の中で遊びたい <p>(2) 日本語と自分の国の言葉とどちらで遊びたいですか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語 (1名) ・自分の国 (中国) の友達と遊びたい (1名) <p>(3) 児童館やキッズ・プラザを使ったことがありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山ふれあいの家の近くに住んでいるため、よく使う。 ・使ったことがない。(3名) <p>(4) 学校で過ごしている時に感じることはありますか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食にチョコパンが出てほしい。 ・休み時間を1時間にしてほしい。 ・児童館や学校にクレーンゲームがほしい。(お金なしで遊べる) ・学校を1年で2か月休みにしてほしい。(夏、冬、春休み以外で) <p>(5) 普段よく過ごす場所はどこですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家 ・公園 ・城山ふれあいの家 (さくら館) ・児童館 ・遊園地 ・学校 ・ゲームセンター ・自分の店 ・スーパー <p>(6) 学校が休みのとき、どこで誰と何をしていますか。また、何をしてみたいですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家 ・公園 ・城山ふれあいの家 (さくら館) (体育館でドッジボール) ・姉の家で過ごす ・スカイツリーに行く ・川へ行く ・ネパールに行く ・動物園に行く ・富士山に行きたい!!! ・夏休みに東京ドーム ・姉と家でテレビを見る ・妹と過ごす ・友達と遊ぶ ・友達と家で遊ぶ ・おもちゃを作る ・ダンスをして過ごす ・自分のお店で勉強する ・大阪に行く ・中国へ帰る!!!
----	---

中野区子ども発達センターたんぼぼでの意見徴取

(1) 意思表示が困難な子どもの「声」を捉える環境づくりについて

重心の子ども・医ケア児は、自分から意見の表出ができない、表出が難しい子どもが多いことから、子どもの意思を尊重するにあたっては、子どもが表出する微細なサインをキャッチし、チームで共有して、解釈を検討しているとのことでした。また、受け取ったサインをどう解釈したかを子どもにその都度フィードバックして確認することを大切にしていること、子どもたちによる選択の機会を日常的に多く作っていることが話されました。

(具体的意見)

・子どもの意思表示の捉え方を他の担当者と話合って、思いこまずに確認することを大事にしている。自分の捉え方が違うかもしれないと、常に思うことを忘れてはいけないと思っている。

・自分がキャッチしたことを会議で共有する。「今日このお子さんでこういう動きがあったが、それはどうなのか」「こういう活動をしていたとき、少し不快な表情をしていた」ということを出し合い、何が原因だったのか、単純にその活動が嫌だったのかななどを話し合っている。ある程度の方向性があったうえで、迷う時もあるので、じゃあ1回こうやってみて、次こうだったらこうしてみる？などという話をしている。

・指先がピクッと動いた、ぎゅゅとしてくれた、一個一個を言葉で言っていく中で、だんだん年齢を重ねて繰り返し返していくうちに、これが「YES」の反応なのかな、とか、こういう時は気持ちを伝えようとしているんだな、ということがわかってくる。

・小さい声が出た、指先が動いた、まばたきをした、ちょっと口角があがったなど、お子さんによって違うが、そのような反応をだんだんYESかな、などと判断していく。「今指先があがったね、じゃあこれにするよ。」と伝えたり、「お返事してね」と問いかけたりするのを繰り返す。フィードバックをその都度している。

(2) 「居場所」において尊重している子どもの意思と選択肢

重心の子ども・医ケア児にとって、単に「場」があるだけでなく、その場で子どもが「自分の意志で関わっている」と感じられる関わりが大切であること、そのために、選択する場面を日常的に多く作るようにしていることが話されました。

○「選ばない」という意思の尊重:

選択肢を示して、どちらも選ばなかったら、「選びたくない時もあるよね」という方向にもっていったり、「どっちも違うんだね」ということも必要だと思ふ。

YES/NOだけでなく、「それじゃない」「今は選びたくない」「わかりません」という意思も大切にする。どちらの選択肢も選ばない場合に「選びたくない時もあるよね」と受容することが、子どもの権利を保障する居場所の条件だと思ふ。

(3) 「居場所」の質的向上のために重要なこと

施設、家庭、学校が連携して情報共有することで、子どもとのコミュニケーションが広がり、子どもの意思をより正確に捉えることが可能になるとともに、個に応じた環境構成と配慮を行うことで、どの子どもにとっても居心地のよい居場所にしていけることができることが話されました。(日々、試行錯誤ではあるものの)

○子どもについての情報共有の重要性:

週末の出来事や、家や学校での様子を連絡帳で共有することを大切にしている。そうすることで、施設での会話や意思キャッチの「材料」が増え、子どもとのコミュニケーションが広がる。

昨日リハに行ってきたことやってきた。週末どこに行ってきた。●●が楽しかったみたいです。そう

13 いうざっくりとしたことでもいいので、情報共有できるとよい。
 ○個に応じた環境構成と配慮の重要性：
 聴覚優位の子には「音を出すよ」と事前告知する、視覚優位の子には見えやすい色や角度を探るなど、子ども一人ひとりの認知特性に合わせた環境調整が、その場を「安心できる居場所」に変える。
 聴覚優位の子は、結構音を拾っており、遠くの音も聞いている。何の音を拾っているかを気にしたり、音を出すときには、事前に「音を出すよ」と伝えることを大切にしている。
 視覚優位の子だと、見せる位置に注意を払う。近いところが見にくいのか、遠いところが見にくいのか、そのあたりは検査でもわからないため、その場その場で、右から見せる、左から見せる、ちょっと上から見せる、などやっている。
 近くが見えていそうでも、実は見えてないこともあって、そこは探りながら、話し合いながら判断していく。
 何色が見やすいか、何色に反応しているかを観察する。比較的赤は見やすい。緑は見えにくいことがある。

14 NPO法人HATI JAPAN 多文化多言語の子ども発達支援での意見聴取

(1) 小学生からでた意見

- ・学校は楽しい。宿題はウザい。
- ・普段は、お母さんとバドミントンをやるのが楽しみ。
- ・公園で好きな遊具は、滑り台。
- ・ボール遊びが好き
- ・キッズ・プラザをよく使っている。
- ・公園でカエルや虫をつかまえられる、ウサギと触れ合えるといい

(2) スタッフからでた意見

- ・子どもの言語発達については、日本語の学習や使用を強制せず、居場所スペースにおいて、子どもも保護者も、自分らしくありのままにすることができ、安心感や居心地の良さを感じられることがまず大切。
- ・安心を感じられる居場所として様々な非言語の遊びに参加し、他の子どもやスタッフと遊びのルールを共有するなど生きた体験をしていくことで、継承語も日本語も修得していく。

その他 (15 権利委員会委員による身近な子どもたちからの意見聴取)

学年	性別	住んでいる地域	内容
1 小学2年生	女	北部	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。思う。キッズ・プラザとか公園とか ・あなたはどのような居場所がほしいですか。おもちゃがいっぱいあって、みんながいっぱい遊べる場所 ・あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。大人も子どももいっぱい運動できる場所
2 小学6年生	女	南部	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。みな中野のちいき公園あそび場が多いのはいいと思います。でも室内の遊び場がないので、あるといいと思います。 ・あなたはどのような居場所がほしいですか。スタディカフェのような自由に勉強できる場所がほしいです。

	がくねん 学年	せいべつ 性別	すんでい る地域	ない 内容
				<ul style="list-style-type: none"> あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。スタディカフェにボランティアの大学生とかに来てもらって、子どもたちの勉強をみてあげられるようにする。
3	小学5年生	女	中部	<ul style="list-style-type: none"> 居場所は結構色々あると思う 図書館(中野東図書館)がお気に入り 他のところに住んでる人にも同じような図書館があるといい 野球(とかのボール遊び)とかクライミングとかが出来るところが増えて欲しい
4	小学6年生	男	南部	<ul style="list-style-type: none"> めっちゃでかい家、ごろごろしたい サバゲーしたい(広くて十分に体動かせる場所) 公園:長いローラー滑り台とか特別な遊具のある大きな公園 広々としている草が生えてるところ、森 パルクール場 ボードゲームいっぱいあるところ 車操縦体験とか職業体験とかできる場所 漫画いっぱい読める場所 大量のレゴができる場所 イベント広場 小さい子が体験できる場所、工作とかレゴとかじゅうぶんにできる場所
5	小学2年生	男	南部	<ul style="list-style-type: none"> 生き物を飼っていてくれたら嬉しい。両生類爬虫類系で。(家では飼ってもらえないから) 野球ができる場所が増えたら嬉しい。
6	小学2年生	男	南部	<ul style="list-style-type: none"> 小2男子は水陸両用車とか、ジップラインみたいなのが欲しい。(もっと体を動かして遊べる遊具が欲しいという事)
7	小学5年生	男	南部	<ul style="list-style-type: none"> 児童館とかで小動物を飼いたい。犬とか猫とかとか(笑) あと、顕微鏡とか使っていていつでも実験したい。
8	小学5年生	男	鷲宮	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちと楽しく家みたいに部屋で居られるところ。楽しくしゃべりたい。 ちょっと大きい公園がほしい。その公園で遊んで、そこでたまにお菓子を売って食べたい。 保育園の子とかにはいらないうけど、たまにお小遣いがない子もいるから、お菓子も買えないから、そういう子にお金を給付して友達と仲良くできるためにお菓子を買えるようにしてほしい。 大きい施設(公園)、高校生とかが遊べるパーク(ちょっとした遊園地みたいな)があって、小学生や幼稚園生はそこにある長い滑り台とか、アスレチックで遊ばせる。
9	小学6年生	女	北部	<ul style="list-style-type: none"> 近所についてだけでも、いつも行っている児童館が工事に入ってしまうと、他には居場所がもうないから増やしてほしい

	がくねん 学年	せいべつ 性別	すんでい る地域	ない 容
				<ul style="list-style-type: none"> ・区長だとしたら、ROUND1のスポッチャみたいな施設をつくってあげる
10	小学2年生	女	ほくが 北部	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで工作ができる場所。0～3歳の子どもは、ママかパパとやる。ちゅうい：もってかえれるだけにしてください！
11	小学6年生	女	ほくが 北部	<ul style="list-style-type: none"> ・小さい子向けの遊具が多いけど、小学生などが遊べるむずかしいアスレチックがある公園。 ・夏は暑くて外であそべないので、すずしい体育館を開放してほしい。
12	小学4年生	男	ほくが 北部	<ul style="list-style-type: none"> ・思い切りボール遊びができるグラウンドがある場所がいい。 ・バスケや野球ができる公園が、あったらいい。
13	中学1年生	女	-	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。いいえ。 ・あなたはどのような居場所がほしいですか。屋内で、友達としゃべったり、スマホで参考となる絵をみながら絵が描ける場所。 ・乳幼児・小学生の子どもにどのような居場所をつくってあげたいですか。もっと運動できる場所。屋内、屋外共に。ボール投げができない公園があるため、できる公園を作りたい。
14	中学2年生	女	-	<ul style="list-style-type: none"> ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。足りてない（特に中学生高校生がいる場所） ・あなたはどのような居場所がほしいですか。18時以降も勉強できる場所（図書館などは友達と話しながらの勉強ができない） ・あなたが中野区長だったら、どんな居場所をつくってあげたいですか。中高生が、親も安心していってらっしゃいと言えるような居場所。中学生用の児童館のようなところ（お喋り、勉強、喋りながら作業できる、卓球、楽器練習、Wi-Fi）

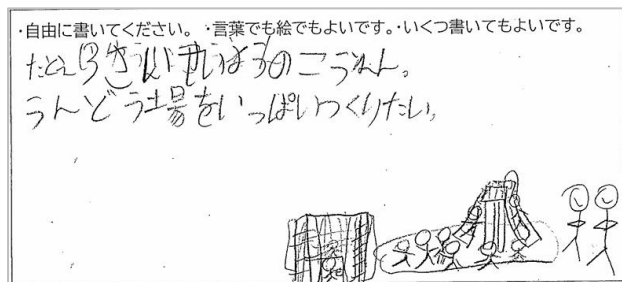
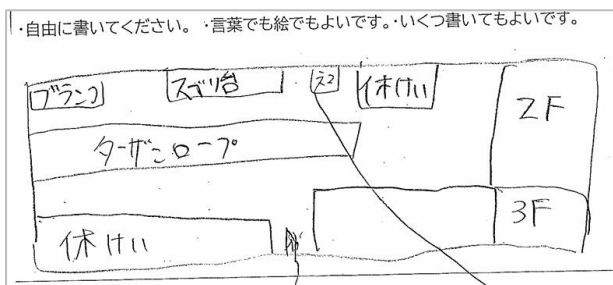
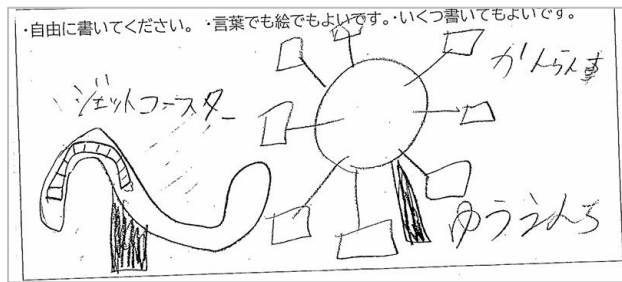
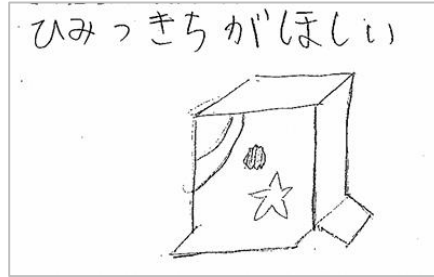
がくねん 学年	せいべつ 性別	すんでい る地域	ない 内容
			<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・小学生の子どもにどのような居場所をつくってあげたいですか。 児童館 プレーパーク 無料で遊べる場所（外遊び、室内トランポリン、手作り工作など） 小学生と親と一緒に遊べる場所
15	中学2年生	男	-
			<ul style="list-style-type: none"> ・中野区に子どもの居場所が足りていると思いますか。 中学生が放課後に集まっていられる場所がない（集団でいると邪魔にされているような気がする） ・あなたはどのような居場所がほしいですか。 えごたいえのような広さがあって、自由に机や椅子を動かしてしゃべったり遊んだりできる場所がほしい（静かにしていなければならない場所が多いので） 居場所をつくるなら駐輪場が広いとありがたい ・今、用意されている場所についてはどう感じていますか。 みずの塔ふれあいの家の中学生専用スペースは「勉強するスペース」として用意されている気がする

16	<p>* 鷺宮地域の小学5年生28名へのアンケート</p> <p>(1) 中野区に子どもの居場所は足りていると思いますか。 ○を付けてください。 理由を自由に書いてください。</p> <p>① 足りていない 17 ② 足りている 10 ・分からない 1</p> <p>①・ 思い切りボールを投げられる公園が少ない。6 ・ 団体利用のない広いグラウンドがないから。2 ・ 思い切り遊べる公園がないから。2 ・ 小さい公園しかなくて遊具も少ないから。2 ・ サッカーやスポーツができる場所がない。2 ・ 家の近くに公園が少ない。 ・ 木登りができない。 ・ 家の近くに広いグラウンドはあるけれど、使えない。 ・ 人工芝のあるグラウンドをもう少し増やしてほしい。</p> <p>②・ 公園がたくさんある。3 ・ 児童館が近くにある。 ・ 遊べる場所が周りにたくさんある。 ・ 公共の場所や公園がある。 ・ 子どもや大人でも行ける児童館があるから。 ・ あんまり遊んでもいいし、別に公園が少なくてもいいと思っている。</p> <p>(2) あなたは、どのような居場所がほしいですか。(複数○を付けてもよいです。)</p> <p>・ 自由な遊びができる公園 26 ・ 友だちとのんびり話せる場所 16</p>		
----	---	--	--

- ・一人で(ゆっくり)のんびりできるところ 11
- ・静かに勉強できる場所 7
- ・歌や楽器が演奏できる場所 6
- ・絵をかいたり工作ができる場所 11
- ・たくさん本が読める図書館 7
- ・困ったことを大人に相談できる場所 3

その他考えを自由に書いてください。(絵で表現してもよいです。)

- ・広くてたくさん遊具があるところ。
- ・色々な貸し出ししてくれる公園(自転車など)
- ・秘密基地が欲しい。
- ・ダンスの練習ができる場所
- ・ボールを投げたい。
- ・赤ちゃんと一緒に遊べる場所。



(3) あなたが中野区長だったら、子どもたちに(0歳から小学生)どんな居場所をつくってあげたいですか。

- ・芝生があって50人来て遊ぶ公園。
- ・おなかへったら、自由にもらえるおにぎりが置いてあるところ。
- ・公園で遊べて、公園内にカフェをつくりたい。(ベンチがたくさんある。)
- ・とても広くて遊具が沢山あり広々と年齢に関係なく楽しめる公園。
- ・子どもが自由に遊ぶことができる公園をつくる。
- ・人工芝のある大きな遊ぶところとプール付きでカフェもある公園。
- ・飲食店と公園がくっついていて、子ども専用の遊園地がある所。
- ・3歳専用の公園。運動場をいっぱい作りたい。
- ・年齢に関係なく子どもたちで遊べるところ。
- ・小さい遊園地をつくる。
- ・自然豊かな公園。アスレチックがある公園。・大きな公園。
- ・食べられる場所(飲食店)を公園の隣につくる。(フリーWi-Fiがある。)
- ・防災訓練が定期的にある公園。
- ・中学生未満がただで遊べる遊園地。(たたいたりいじめをしている子は出禁)
- ・遊園地を無料で遊べるところ。・遊園地。
- ・フリーWi-Fiで、遊具がいっぱいあってボールを使ってよくて、とても広い原っぱがあって、横に食べ物屋さんや居酒屋などがあって、横に豊島園と遊園地がある。
- ・文房具屋。
- ・色々なスポーツができる(ご飯も食べられて、病院もあってフリーWi-Fiのある東京ドーム99個分のめっちゃでけ公園。)
- ・思いっきり体を動かして遊べるところ。
- ・ミニ生物園をつくり、家族で思い出をつくれる場所をつくってあげたい。
- ・親もゆっくりでき食べるスペースもあって子どもが遊べるたてもの。
- ・親がのんびりしていて子どもたちが楽しくはしゃいでいる場所。
- ・大人がゆっくりできる場所。
- ・0歳から3歳までの施設をつくる。
- ・大きな図書館、体育館。
- ・色々なアートがつけれるところ。
- ・フリーWi-Fiがある店・フリーWi-Fiがあるカフェ。
- ・フリーWi-Fiがある子ども用の飲食店をつくる。フリーWi-Fiがあるファミレス。
- ・自由に安全に遊べるところ。

↑

ひらけた場所 → 子どもがすぐ見える。

- ・みんなと話せたり食べたりできるところ。(持参のおやつで)
- ・無料でゲームができる場所をつくる。
- ・ダンスの練習ができる場所をつくる。(個室)
- ・子ども用ユニバーサルなどをつくる。(ちょっと小さい。)
- ・デアズニーDネズミーランド
- ・親同士で話せて子どもが遊べる施設。
- ・おかしがあってゲームができる場所。
- ・公園の近くに店があって、居酒屋がある場所。

16	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiが繋がる公園がほしい。 ・アスレチックがたくさんある場所。 ・子ども、大人が楽しく遊んで、いい思い出が作れる場所。 ・自然を少し増やす。 ・高齢の方がゆっくりできるスペース。 ・みんなが自由に遊べる場所。 ・子どもたちが自由にのんびりできる場所。 ・マックとくら寿司とサイゼリヤでみんなでご飯を食べたりおしゃべりができる場所。 ・百均を増やす。2 ・子どもの悩みや困ったことを相談している場所。
----	--

※ 直接話を聞いたものは、聞いた内容を文章にしました。

※ アンケートなど、みなさんが自分で書いたものは、文章はなるべくそのまま、一部の漢字は変換して記載しています。